

令和3年 第2回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第69号

令和3年第2回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月24日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和3年6月2日
2. 場 所 まんのう町役場議場

令和3年第2回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月3日（木曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 田 岡 秀 俊	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 正 樹
11番 白 川 皆 男	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 大 西 樹

欠席議員 なし

会議録署名議員の指名議員

14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
-----------	-------------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 萩 岡 一 志

企画政策課長	松浦正吾	地域振興課長	松下信重
税務課長	小縣茂	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	國廣美紀
農林課長	鈴木正俊	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	黒木正人
琴南支所長	河野正法	仲南支所長	多田浩章
教育次長兼学校教育課長	香川雅孝	生涯学習課長	細原敬弘

○大西樹議長 おはようございます。

執行部の出席について、福祉保健課、池下課長、公務のため、代理で松坂課長補佐が出席しておりますので、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○大西樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、大西豊君、15番、川原茂行君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○大西樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 皆様、おはようございます。高篠や四条の麦畑は真っ黒に麦焼きしてなってますね。穏当な農耕と住民生活が調和している社会というのは我々の町かもしれませんですね。執行部の皆さんも我々議員もよく日に焼けてますね。ヒマワリ作ったり、近所の田んぼを耕作したり、我が町民は、皆、農業に携わっておると。農繁期の真ただ中にあると、梅雨中の議会であることがよく分かりますね。

さて、私の質問はコロナ肺炎対応で施設が休んだり、イベントが中止になったり、地域団体も活動の抑制をしております。本町は極めて地域活動、社会教育関係団体の活用の活躍している町でありまして、これがコロナ肺炎が終息したときにどうなるのか、大きな社会変動が想定されるわけでありまして。

それで、町内の地域活動団体、社会教育関係団体のこれまでの活動の経過、そして、今の動向を問うて、どのような課題を担って活動しておるのか、そして、今後の展望をちょ

っと話し合う場にしたいというのが私の質問の意図であります。

そのまず1番目、町スポーツ協会の部会と会員数、日常活動や大会開催や参加の状態を問います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、スポーツ協会の部会と会員数、日常活動や大会開催、参加についての御質問にお答えいたします。

町内には多くの社会教育関係団体が学習活動や文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動などを行い、生活文化の振興や教育・スポーツの向上に寄与されております。それぞれ工夫され、特色を生かした活動をされておりますが、会員数につきましては、近年の少子高齢化の進展や人間関係の希薄化を受け、減少傾向が見受けられます。また、昨年度につきましては、全ての団体がコロナ禍により活動が縮小されている状況でございます。

さて、竹林議員御質問のスポーツ協会の部会と会員数、日常活動や大会開催、参加についてでございますが、本町のスポーツ協会はまんのう町民の心身の健全な発達、健康増進、体力、競技力の向上を目指すとともに、スポーツを通じて町民相互の親睦を図ることを目的に、合併直後の平成18年4月1日に設立されました。本年度、まんのう町スポーツ協会に加盟されている団体は、ソフトボール部、ソフトテニス部、剣道部、バレーボール部、バドミントン部、卓球部、テニス部、グラウンドゴルフ部の8団体でございます。また、令和2年度末現在での会員登録者数は400名でございます。

日常の活動につきましては、町民体育館や運動場、スポーツセンターまんのう、学校開放体育館などを利用して練習をされています。また、興味のある方が気軽に体験できるよう、スポーツ教室を開いている団体もでございます。

大会につきましては、各団体が町内での大会をはじめ、県大会等にも参加しているところですが、昨年度はコロナ禍により多くの大会が中止となったところでございますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私は昨年5月にテニスの活動に復帰しまして、火、木、日と週3回プレーしてます。最初は1分30秒ぐらいで息が上がって、死にかけになりよったんですが、今は1時間近く連続でプレーできるようになりました。

テニス部が、今年、体協総会の、スポーツ協会総会の司会じゃ、竹林さん頼むわいうて、合併以来、2回目、総会へ出たんですよね。私が町役場の現職のときに、一度、その司会をやったことがあります。久しぶりに行って驚いたんです。

皆様、タブレットの一般質問、令和3年6月のところ、竹林昌秀議員と書いてあるところをクリックしていただいたら、立派なグラフを教育委員会の職員が作ってくれてます。こういうスポーツ協会の経過を示すグラフを作れる職員、これはやっぱり勤勉手当を増額してあげてもええんかなと、そないに思うわけであります。

それはともかくとして、驚いたのは、平成18年には802人会員がいたのが、ただい

令和2年は400人です。半減ですね。スポーツ協会、体育協会は若い世代の団体として非常に元気はつらつ、町を支える基幹団体であります。こなんなとったんやという感じですね。部が、グラウンドゴルフ部はあるんですが、ゲートボールが消えて、インディアカが消えて、空手と少林寺拳法部が消えて、今、競技種目が8部なんですよ。これには驚いた。こういう人たちが、将来、老人クラブを担い、自治会長を担うんだと思ってたのが、これの会員の年齢構成とか調べたら、またさらに驚くべきことが起きてはしないかと思うわけであります。

これについて、将来の町の担い手を考えたときに、スポーツ協会の現状の推移、これをどう受け止めるのか、町長もしくは教育長の見解をお伺いします。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林議員さんの質問にお答えしたいと思います。

今、町長さんのほうから回答がございましたので、あれが基本になると思うわけでございます。

しかし、今、竹林議員さんお尋ねのスポーツ協会のお話ですけども、これはほかの団体におきましても、減少する傾向というのが、今、出ております。そのことにつきましては、教育委員会としましても、その原因をいかに考えるのかということは常日頃から問題意識として持っておるわけでございます。その解決策が人口減少とか、あるいは人々の価値の多様化とか、いろいろあるわけでございますので、今すぐどうこうという、次年度からこう変わるぞという話ではないわけですが、今、考えておりますのは、やはり国のスポーツ、こういった団体に対する基本的な考え方が、20年来、大きく変わってきたということも原因しているのではないかと考えております。

それは、少し話が長くなるわけでございますけれども、全国的にこういう社会団体の指導は社会教育という立場から担ってございました。そういうわけで、県でも同じですけど、私たちの町でも社会教育課という課が長く位置してございました。それが今から10年ぐらいになりますか、生涯学習課という課に変わったわけでございます。このことは国の指導もあったわけですが、世の中が大きく価値が変わってきたということを指摘、御指導いただいていることではなかろうかと思えます。

それで、社会教育というのは、社会のいろいろな教育につきまして、行政とか、国もそうなんですけれども、指導していくというニュアンスを強く持っているわけでございます。それが30年前ほどから生涯学習課に変わったということは、生涯というのは学校教育だけではございませんで、学校を卒業した後においても、生涯にわたって一人一人が自分のエネルギーを燃やしてどう生きていくかという、そういうところに価値を置くというふうに変換があったというふうに捉えております。そういった中に、今、十分それが機能しない状態にあるのではないかと考えております。それで、今回のコロナの事案といましようか、事件によりまして、いろんなことが洗い出されてきたように思うわけでございます。

教育委員会としては学校教育の中に主体的な教育を十分やっていくんだということをお願いしておりますし、長い観点の中から、この生涯教育の在り方、スポーツ団体の在り方、必ずしも数が多いことを目指すのではなくて、中身をどう一人一人の会員の方のエネルギーを燃やしながら、どう形づくっていくかということが重要ではないかと捉えております。

答弁になったかどうか分かりませんが、御理解をいただきたいと思います。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 社会教育という観点から、団体を育成し、指導してきたのが生涯学習という主体性を持った自主的なものへ変わってきたのだ、そういう御説明であったかと思えます。

スポーツ振興法が成立したのは昭和39年、東京オリンピックですね。あれが日本の世の中を変えた。体育指導員の制度ができて、町民の保健体育行事を企画し、次いで体育協会を育ててきた。教育委員会は野球審判講習会を開き、バレーボール初心者教室を開き、バドミントン、テニスと次々やった。私も若いときはそれに奔走しました。そして、教育委員会が教室をやって自主的な運営体制の体育協会に移行していくと、こういうものでありました。

私は体育協会という言葉が好きです。体育です。スポーツいうたらプロと何が違うんやと。運動という言葉が好きです。スポーツが興行となってしまった世の中、その中において、今、日本のオリンピック候補選手たちは母親が一流選手だったり、お父さんが立派な競技歴を持ってたり、そういう人たちが自分の子弟や孫の練習環境やコーチを選び、プログラムを組み、精神的ケアをし、資金供与するという、そういう体制になってきましたね。立派な選手、みんな誰か彼か身近におると。東京オリンピック以後のスポーツの普及が行き届いたと。学校の先生でなくてもスポーツの指導が各家庭で、地域社会でできるようになったんだと。私もこれは見聞しております。テニスコートに行きますと、ソフトテニスの人たちが数人、自分の息子や娘とその友人たちぐらい集めて、熱心なレッスンやっています。剣友会の先生方は仲南の武道館で火、木と児童生徒のレッスンしてますね。立派な世の中になったんだと。そして、2回目の東京オリンピックを迎えるんだということであります。

そして、こういう人たちが中学校の部活は大活躍です。物すごいほぼ全部の部活が郡市大会を勝ち抜いて、県大会、四国大会へ行って、全国大会へ行くのすらある。

体育協会の会員たちが中学校の部活やスポーツ少年団でどのような背後支援をしているのか、これをお伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、スポーツ少年団や児童、中学部活への指導と支援はどうかという御質問にお答えいたします。

ここ数年、まんのう町スポーツ少年団や中学校部活動の対外試合の成績は目覚ましいものがございます。剣道部、ソフトテニス部の全国大会出場、野球部の県大会優勝、男女バ

レーボール部の県大会や四国大会での活躍など、どの団もどの部も熱心な指導者の下、心身が鍛えられております。その結果がすばらしい成績につながっているところでございます。

竹林議員御質問の、スポーツ協会からの指導と支援はということですが、教育委員会から、また、スポーツ協会からスポーツ協会に登録がある各部に対して、スポーツ少年団や中学校の部活に対して指導あるいは支援についてお願いはしておりません。会員の中には外部コーチとして部活動の指導に力を注いでくださっている方はおいでますが、これは個人的に、また、OBとして携わってくださっています。

また、定期的にはありませんが、スポーツ協会に登録があるチームの方々が、活動の傍ら、中学生の練習にもお力添えをいただいております。

このような活動によりまして、中学生が社会人となり、まんのう町に残ったとき、また、スポーツ協会の会員として活躍するといったつながりをつくってくれているところでございますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 表向き、いろいろ指導の依頼はしてないんだけど、中学校へ入るまでとか、入った後、保護者とか応援に行ったりとか、目に見えない形で随分支えているように思います。スポーツ協会の会員たちの背後支援、水面下での活動は実に手厚く入念なものであるかのように私は受け止めております。

スポーツ協会の総会資料を見ますと、やった主催事業とかそれぐらいしか書いてなくて、ちょっと残念なんです。違うでしょと。スポーツ協会いろんなことやってるじゃないの。地域社会を担う大きなパワーを発揮してるのが総会で公開資料に出てないなど、残念なわけであります。松崎会長さんとそんな話もちよっとさせていただきました。私は高くスポーツ協会の存在意義や活動内容を評価するものであります。

いろんな諸活動で住民たちのレベルが上がって、目に見えないところで指導力を発揮し、地域社会のマネジメントに貢献している社会に発展してきたんだなど。

私が教育委員会でいたときは、教育委員会が講習会、教室をやって、引っ張っていった。方向性は教育委員会が出してた。しかし、今や住民一人一人が路線を見だし、地味な活動をしている時代になった。成熟した社会ですね。町長、うちは人口増えるで。こういうような町じゃ。

続いて、文化協会はいかがでしょう。現状の御報告を願います。

皆様、タブレット、一般質問のところの令和3年6月議会、竹林昌秀というところを開いていただいたら、教育委員会とか所管が作成した立派なグラフが載ってます。力作です。見てあげましょう。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、文化協会はどうか。盛衰と消長の経過を問うについてお答えいたします。

仲南文化協会は会員相互の親睦並びに文化・技術の向上を目指し、地域における生涯学習の推進を図ることを目的に設立され、16の部が設置されました。平成25年度においては、カラオケ、奇術、オカリナ、コーラス、絵手紙、陶芸など13の部があり、総会員数は197名、410回の活動実績がございました。

しかしながら、部数、会員数ともに年々減少し、昨年度末での部数は4部会、会員数は76名となっております。これは会員の高齢化が進んだことや若年層の入会者がなくなったことが主な要因でございます。

活動されております4団体につきましては、毎月定期練習を行うとともに、県文化協会主催の発表会や国営公園春らんまんフェスタへの出演、老人ホームへの慰問など、幅広く活動をされております。しかしながら、昨年度につきましては、コロナ禍の影響により活動回数は大きく減少されたところでございます。

今後コロナウイルスの影響により活動の制限があると思いますが、創意工夫により活動を続けられる協会に対し、教育委員会といたしましても、町といたしましても、活動支援を継続していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 かつて木彫クラブとか楽焼クラブとか俳句クラブとか、そんなのを教育委員会は教室を開いてはサークルを立ち上げて、自主的な体制に持ち込むことをやってみました。

今、合併したときに13部会あったのが4部会といいます。この4部会の内訳をちょっと教えていただけたらと思います。

○大西樹議長 生涯学習課長、細原敬弘君。

○細原生涯学習課長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

まんのう町文化協会につきましては、設立当初、カラオケ、奇術、オカリナ、コーラス、絵手紙、陶芸、大正琴、社交ダンス、写真、俳句、押し花、木彫り、囲碁の13団体でございました。それが現在では、平成30年からではございますが、4団体となりまして、カラオケ、奇術、オカリナ、コーラスの4団体でございます。以上でございます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 総会資料とか実績ではこのようなものですが、実は町民がレベル上がって、県レベルとか、町外の団体に参加してる可能性ありますね。私も実はこんぴら文化会館のこんぴらコーラスに15年ぐらい行ってましたね。

市町村の枠を超えて地域をよりどころにした体制から、自分の趣味趣向で専門性を高めた活動になっている可能性もありますね。これはまたいろいろ深く論議したいですね。文化の盛んな町にせないかん。そないに思いますね。

続いて、老人クラブはどうでしょうか。高齢者学級への参加の推移も問います。

仲南の老人クラブも元気で、仲南大学ようけおったけれども、こないに減ってきて、琴南、まんのうと統合しようかという声もちらついたりします。老人クラブ、高齢者学級の

動向をお伺いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、老人クラブはどうか、高齢者学級への参加の推移も問うについてお答えいたします。

老人クラブにつきましては、所管する町社会福祉協議会に会員数を問い合わせたところ、令和2年度にまんのう町老人クラブ連合会に登録されている単位クラブ数は52団体、会員数は2,568人です。5年前の平成28年度に比べまして、単位クラブ数は2団体増加しておりますが、会員数は475人減少しているところでございます。

次に、高齢者学級につきましては、参加される高齢者の皆様が楽しく学びながら交流を深めることができることを目的に開校されております。令和2年度はコロナ禍で開校できませんでしたが、例年でしたら、満濃大学と仲南大学が年10回、琴南高齢者学級が年4回開催されております。1回当たりの参加人数は、5年前の平成27年度が124人に対し令和元年度は113人と、11名減少しております。参加人数が年々減少している中で、新型コロナウイルス感染症の終息が見えないことから、昨年度に続き、今年度も休校が決定したところでございます。

コロナ禍の中で、来年度以降、どのような開催方法がよいか、参加者の減少に歯止めをかけるにはどうすればよいか等々、役員の方々と協議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 60代や70代でくつろいで高齢者学級へ行く時代ではなくなった。死ぬまで働く時代になって、70代の人も仕事を一生懸命しよりますね。温泉へのお客さんが減ったのもそれかなと思ったりします。

続いて、婦人団体はどうでしょうか。婦人教育の経過と現状もお話してください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、婦人団体はどうか。婦人教育の経過も問うについてお答えいたします。

婦人団体につきましては、合併時の平成18年度に各町婦人会の協議により、まんのう町婦人連絡協議会が設立されました。この協議会は単位婦人会相互の連絡提携を図り、その活動を充実し、明るく豊かな地域づくりに寄与することを目的に設立されたものでございます。

協議会では中央女性大学や仲南中央婦人学級、ことなみ暮らしのセミナーなどの研修会の開催や、敬老会事業、社会福祉大会、健康福祉まつりなど多くの行事にも参加され、活動されております。

また、仲多度郡婦人会連絡協議会や香川県婦人団体連絡協議会が開催する研修会や講演会に参加し、活動の輪を広げているところでございます。

会員数につきましては、資料でお示ししておりますように、平成27年度は1,726

人でしたが、婦人会につきましても、他の団体と同様に会員数が年々減少し、令和3年5月現在では、1,260人となっております。

婦人教育につきましては、先ほど申しあげました婦人会活動の一環として開催される中央女性大学などの研修が中心となっております。専門の講師を招いて、健康や福祉、生活、環境などをテーマにした学習や施設見学等の現地研修も行われており、様々な分野で見識を高められておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 衰微が著しいのが婦人団体ですね。食生活改善とか、健康増進とか、専門的な活動分野に流れたということもありますけれども、実は最もお金がないのが婦人団体です。婦人団体の総会へ行くと、非常にお気の毒な決算資料で、皆さん、諸団体の決算資料を見ましょう。どこに資金を供与すべきか、これを提起しておきたい。町長、いかがお考えになりますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

支援につきましては、前年度の活動状況等を見て適正に判断しておると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 諸団体間の横の比較検証、一人当たりの経費、1事業当たりのとか、評価する手法はありますね。ぜひとも我々も関心を持っておりますので、よろしく願いいたします。

続いて、子ども会、スポーツ少年団やお稽古事との競合関係も御説明いただければありがたいです。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、子ども会はどうか、スポーツ少年団やお稽古事との競合を問うについての御質問にお答えいたします。

まんのう町子ども会育成連絡協議会に加入している団体は、令和2年度は2団体、登録児童数は22人です。平成26年度に比べまして、単位クラブは2団体、児童数は88人減少しているところでございます。

減少の要因といたしましては、少子化によるものと共に、議員御指摘されましたように、スポーツ少年団や稽古事など、ライフスタイルの多様化により、子ども会への関心が薄れていることも要因の一つと推測されます。

ただ、子ども会活動は行っておりますが、町子連には非加入の団体がございますので、これらの団体に町子連への加入を推進していきたいと思っております。

子ども会は経験、興味、能力などを異にする、年齢の異なった子供たちの交流の場であるとともに、社会性を育む効果的な場でもあります。今後も子ども会連絡協議会の活動を支援していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 子ども会育成連絡協議会の登録児童数は、今、22名とありますね。弱ったな、これは。深刻ですね。任意でやってるのかもしれないけども、町が指導力を発揮し、諸団体が連携する体制はないのか。

活動助成金の推移は教育委員会が載せてくれてますね。文化財保護協会はどうでしょうか。ユネスコ無形遺産登録に綾子踊が浮上しておる。ユネスコへ書類は文化庁が出している。満濃池は特別名勝に指定された。文化財保護協会の主体性のある活動がどうなのか、独自性の発揮ぶりを聞きたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、文化財保護協会はどうか、独自の発揮ぶりやいかにについてお答えします。

まんのう町文化財保護協会は、平成18年のまんのう町合併に伴い、旧3町の文化財保護協会の協議により設立されました。

協会の活動内容は、合併した町内の文化財の相互理解を目指した広報のコラム「ふるさと探訪」の原稿を交代執筆することや、会員がお互いに町内を知るために歩く文化財探訪、そして、会員相互の親睦を兼ねて合同臨地研修などを行っております。また、支部ごとに文化財研修会や文化財ボランティア解説、資料館の管理など、精力的に活動を行っております。

一方で、文化財に関わる方々の高齢化が全国的な課題であり、当町の文化財保護協会においても会員数が少しずつ減少しております。協会を活性化し、活動を将来につなげるためには、新しい会員の確保が大きな課題であります。

そこで、新しい試みとして平成30年度から「文化財まつり」を実施しております。これは、子供から大人まで楽しんでいただけるような文化財に関わるイベントを行うもので、平成30年度はワークショップとして勾玉作り、粉ひき、拓本、令和元年度は土のお守りづくり、土器づくり、火おこしを行い、各年約200名の御参加をいただいております。

令和2年度はコロナ禍により多くの行事が中止となり、協会としての活動がほとんどありませんでしたが、先人が営々として築き上げてきた文明・文化を大切に守り伝えていくため、工夫を凝らした活動を引き続きお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 文化財まつり、すばらしいですね。勾玉作りとか、工作したり、やっぱり専門職を配置しとることが効果出てるのかなと思います。ますますの主体性ある活動を御期待して、こうした社会教育関係団体、地域団体は立上げのとき、育成、発展の段階、時代潮流によって対応を変えねばいかんですね。こうした時代の潮流に見合う対処方法、これをどうお考えなのか、これを聞きたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問、立上げと育成、時代潮流と活動内容の変遷、その対処の方法をどうするのかについての御質問にお答えいたします。

社会教育とは「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動をいう」と社会教育法第2条で規定されております。

また、社会教育関係団体とは、同法第10条で「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう」と規定されております。

ここで示された社会教育に関する事業とは、様々な技術習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習活動、体育・レクリエーション活動、文化・芸術・芸能音楽活動、ボランティア活動などの事業となります。

社会教育関係団体が活性化すれば、その地域が元気になり、ひいては町の活性化にもつながってきます。多くの団体が活性化に寄与されておりますが、今後も継続して活動いただくには、若年層の取り込みや新たな会員の確保などが課題でございます。各団体において活動内容の再確認や横のつながりの充実など、課題に向けた検討をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 このところは育成とそれへの対応というのは勘どころでございますので、教育長の考え方、見解も問うておきたいと思っております。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 突然のお尋ねでございますので、十分整理ができていないわけでございます。この件に関しましては、やはり教育委員会とか社会教育委員さんの場に提供する機会を設けまして、慎重に対応していきたいというふうに思っております。時間を少しいただきたい、そういうふうに考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 教育長さんの生涯学習に対する見解、価値観、これの指導力を発揮していただくことを御期待申し上げて、活動助成金支給や実績をどう評価して活動助成金支給するのか、この観点をちょっと出しといていただきたい。町ができることは予算措置であったり、情報提供であったりですね。町長、いかがでございましょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、助成金支給と実績の評価と点検で方向性を出せぬかについての御質問にお答えいたします。

まんのう町が活動助成として補助金を交付している団体は令和元年度では100団体でございますが、資料でお示ししているとおり、団体数、補助金額ともに全体的に減少しております。これは、公民館の同好会活動として新規に立ち上がる団体もございまして、活動休止や解散となる団体数がそれを上回っている状況によるものでございます。

先ほども申し上げたように、多くの自治体が抱えている共通の課題であります人口減少や少子高齢化の進展、また、地域のつながりの希薄化などによりまして、会員数の減少や役員などの担い手不足が団体数減少の要因と考えられます。

町ではこれら社会教育に関する事業に取り組む団体に対し補助金を交付し、活動の助成をしております。活動の実績は補助金実績報告書の中で報告を受けておりますが、昨年度はコロナ禍の影響により、多くの団体で活動の制限が見受けられました。また、先ほども申し上げたように、会員数につきましても減少傾向でございます。

それぞれの団体で問題意識を持ち、協議されていることと思いますが、町といたしましても、役員会等により情報を共有し、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町の足腰がこうした地域社会活動を行う団体であります。これについて町役場全体を通じて育成や活動助成金交付の方法、その発展の方向を論議したい。そんなふうに御提言申し上げて、1本目を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 県農業改良普及センターの本町分の農業改良普及計画の解説を求めます。どのような課題意識でもって、施策の展開の方向を問います。

本町の農業振興計画にはほとんど戦略らしいもの、手だての記載がない。これをいかに埋めるのか。最も身近にあるのは農業改良普及センターの普及員たちが作った計画書でしょう。この説明を求めるものであります。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの2番目の質問、県農業改良普及センターの本町分の農業改良普及計画の解説を求め、課題と施策の方向性を問うについての御質問にお答えいたします。

香川県中讃農業改良普及センターの普及指導基本計画の解説について御説明いたします。

農業の維持・発展を図るためには、認定農業者や集落営農組織の経済発展の支援はもとより、多様なルートから幅広い新規就農者や担い手の確保・育成・農業・農村の6次産業化等による農業所得の向上、GAPの取組やスマート農業の活用による経営改善と食の安全・安心の確保、耕畜連携による堆肥等有機資源の循環利用、地域資源を生かした生産振興などによる中山間地域の農業振興や鳥獣被害の防止対策などの諸課題を解決し、まんのう町の農業に関する多くの課題に対し、計画的かつ円滑に普及指導活動を実施するとしております。

課題といたしましては、まんのう町農業の中核となる力強い担い手の確保、育成、消費者ニーズに即した魅力ある農産物の生産・流通・販売、強くしなやかな生産基盤の整備、特徴ある地域資源を生かした農村と集落の再生・活性化が課題となっております。

また、施策の方向性につきましては、普及指導計画の課題や成果指標、活動体制、主な活動内容等から、計画に掲げた目標の実現に向けて、まんのう町、関係機関・団体の皆様方との連携や役割分担の下、職員一丸となって効率的かつ効果的な普及指導活動を実施していただいておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 タブレットには香川県農業経営基盤強化促進基本方針がアップされております。私が期待したものとちょっと違うんですけども、とにもかくにも農業改良普及センターには情報蓄積があつて、経営類型別の指導方針、指標があるわけです。これを町の農林課の職員はみんなが読んでおるのか、それを論議したことがあるのか、農業委員会は説明したのか、議会には説明したことはないと思う。これではいかん。

県内でも最高の農業の栽培や流通促進の指導者である農業改良普及センターの蓄積されたノウハウを使わずして、我が町の農業の未来やあるやなしや。いかがですか。これもお勉強をされて、研修をしたことがあるのかどうか、これに御答弁願います。

○大西樹議長 農林課長、鈴木正俊君。

○鈴木農林課長 竹林議員さんの質問についてお答えします。

香川県の農業経営基盤強化促進基本方針、これについて平成28年9月に香川県が出してあります。それに伴いまして、町職員が農業基盤強化促進に関する基本的な構想のまんのう町版を平成28年12月に作成してあります。これは町の職員が県の基本方針を基に作成してありますので、県の方針を熟読し、町の構想をつくっておると思っておりますので、それについては農業委員会のほうも御説明してありますが、議会のほうには御説明してないと思っておりますので、以上でございます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 よかったですね。この内容を具体的にみんな情報共有して、研修会、お勉強しましょう。そして、お手本になるところへ見に行かないかん。現地へ行ったらよう分かる。コロナ早く収まれ。

続いて、認定農業者の経営類型と課題はどうか。驚いた。認定農業者が90になった。合併したとき68やったのが、74になって、71になって、増えんな、横ばいじゃな思ったら、90と報告された。認定農業者の動向と経営類型を問います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、認定農業者の経営類型と課題についての御質問にお答えいたします。

まんのう町では農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想策定において、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現にまんのう町において展開しております。優良事例を踏まえつつ、まんのう町における主要な営農類型として、個別経営体8類型、組織経営体2類型を掲載いたしております。

年間農業所得及び労働時間の水準といたしましては、主たる従事者一人当たりの所得を

320万円程度、労働時間は2,000時間程度の水準としております。

しかしながら、策定年度が平成28年12月で策定から4年を経過していることから、現状の野菜等の販売価格は策定時より低い水準にあること、資材の価格水準が高く推移していること、加えて優良事例を反映したものであることから、この営農類型の経営規模でも同等の所得水準を確保することが難しくなっていますので、現下の状況を反映した指標の見直しが求められております。

課題といたしましては、高齢化が進展しており、後継者育成・確保による事業継承が課題となっております。

参考事例といたしまして、香川県においては、タブレットに添付させていただいております香川県農業経営基盤強化基本方針により、農業の担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農法人）に対する営農類型を示しております。香川県における認定農業者の基準は、年間の労働時間がサラリーマン並みの2,000時間、所得目標410万円、新規就農者は1,200時間、所得目標250万円としております。よろしくお願いたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 250万円の計画立てたら、認定農業者に新規就農やったらなれる。410万円の実績があれば、認定農業者になれる、これは基本なんでしょう。

認定農業者が71から94に増えた。この原因をどう掌握してるのかお伺いしておきたい。

○大西樹議長 農林課長、鈴木正俊君。

○鈴木農林課長 竹林議員さんの御質問に答えます。

平成27年から令和2年にかけて認定農業者が断続的に増えてきております。これにつきましては、やっぱり農業を見直しがされているというふうに思われております。

また、昨今、コロナ禍によりまして、就労に関する若い者の希望が農業に目を向けているというふうに解析いたしております。以上です。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私の集落も、善通寺から来て、野菜作りよるのがおるし、ミャンマー人を雇って、三世代でやりよるところがある。若い人やりよるね。希望が見えてきたぞ。これからだ、やらないかん。

続いて、集落営農の形態別の動態と課題は何でしょう。タブレットにアップされております。皆さん、所管課の力作です。見てあげましょう。立派な資料です。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、法人営農の経営類型と動態と課題は何かについての御質問にお答えいたします。

農業経営基盤強化基本方針により、営農類型を示しています。また、個別経営体（家族経営を含む）及び組織経営体（集落営農組織）については、法人化にかかわらず、所得目

標をお示しさせていただいております。

参考事例として、香川県においては、タブレットに添付させていただいております香川県農業経営基盤強化基本方針により、兼業農家を主体とした集落営農法人は経営規模23ヘクタール、構成員30名、総労働時間は約6,000時間、所得882万円の目標としております。

課題といたしましては、高齢化の進展及び事業継承のための構成者育成が課題となっておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 耕作放棄地対策は集落営農ですね。私も中山間直接払いの地元の書記をやりよります。それから農地の多面的機能保全の集落代表です。恥ずかしながら、私が代表やいうて、今、弱っとる。近所、二、三軒、三、四軒、耕作しよった人が入院した。それが返すいうたら、この話は9月議会に、町長、引き続きやろうと思いますから、御準備お願いします。

ブロッコリー栽培農家、生産量、販売高の動向と競合先、どこがライバルや、広島の世界へ行きよるか、大阪の梅田市場へ行きよるか、これを問うておきます。農業やいう論議したってしょうがない。ブロッコリーは、タケノコは、麦は、産物一つ一つの作戦計画立てないかん。現状をつかまないかん。まず、ブロッコリーから。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、ブロッコリー栽培農家、生産量、販売高の動向と競合先と課題は何かについての御質問にお答えいたします。

ブロッコリーは香川県に昭和40年代から導入され、その後、まんのう町でも栽培されております。気候は温暖で降水量の少ない瀬戸内気候で冬場の日照時間は長いため、水田の裏作として栽培され、作業支援体制と氷詰め出荷から年々作付も増加し、市場評価も高まり、町内野菜の中心品目になっております。

出荷は東北5%、京浜55%、京阪神20%、中四国20%の割合で、10月から6月まで出荷し、出荷のピークは3月であります。

また、令和2年度のJA香川県協栄出荷場の資料提供によりますと、栽培農家数は143件、出荷量は600トン、販売金額2億925万8,000円で、埼玉県、愛知県に次いで香川県は全国第3位の収穫量であります。

産地間競争が激化する中、鮮度や旬、栽培法にこだわった高品質な品目やオリジナル品種等の町産野菜のイメージアップや消費拡大に加え、農業所得向上を図るために消費者の認知度向上を図るとともに、マーケットインの発想により市場や小売店関係者等の実需者及び消費者のニーズに合わせて生産者・産地の思いをつなげ、戦略的に優位に販売していく方向性が最も重要となります。

参考事例といたしまして、タブレットに資料を添付しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町のJAの管内はブロッコリー王国ですね。これが143件が栽培して、2億900万円を売っとる。かつて総合農協にタケノコの季節が終わったら、預金が4億円残りよったね。かつての総合農協のタケノコの半分が今のブロッコリーだということやね。立派な資料を作ってくれております。まず、ブロッコリー。じゃあ次はアスパラガス、いかがでしょうか。これも同様の説明を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、アスパラガス栽培農家、生産量、販売高の動向と競合先と課題は何かについての御質問にお答えいたします。

アスパラガスは昭和45年に水田転作作物で露地に導入されたのが始まりであります。昭和57年頃から病気対策と収穫時期の早期化等によりハウス栽培が一般的となり、現在では95%がハウス栽培、残り5%が露地栽培の割合となっております。

品種は「ウェルカム」と香川県育成品種である「さぬきのめざめ」の2品種であります。「さぬきのめざめ」は平成14年に県下に導入され、品種構成割合は「ウェルカム」37%、「さぬきのめざめ」63%であります。

出荷先は関東30%、関西30%、四国30%、その他10%の割合で、1月から10月まで出荷しております。出荷ピークは3月と4月と、7月と8月であります。

また、令和2年度のJA香川県協栄出荷場の資料提供により、栽培農家数は82件、出荷量は85.6トン、販売金額1億2,521万9,000円で、北海道、佐賀県、熊本県に続き、香川県は全国第12位の収穫量であります。

産地間競争が激化する中、鮮度や旬、栽培法にこだわった高品質な品目やオリジナル品種等の町産野菜のイメージアップや消費拡大に加え、農業所得向上を図るためには、消費者の認知度向上を図るとともに、マーケットインの発想により市場や小売店関係者等の実需者及び消費者のニーズに合わせて生産者・産地の思いをつなげ、戦略的に優位に販売していく方向性が最も重要となります。

参考といたしまして、タブレットに資料を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 職員はこういうようなよう分かる資料を作れる。カラーのグラフじゃ。誰が見たって分かる。

アスパラガスは82件の農家で1億2,500万円ですね。北海道、佐賀県がトップで、12番目だということです。

ブロッコリーは全国3番目ですね。どこの市場でうちのアスパラガスやブロッコリーは勝負しよるんやろかな。私が花作ったら、吹田の大阪第2市場と兵庫県生花へ持って行って、残りを姫路に卸して、広島の花満へ行きよったね。どこの市場へ出すか、作戦ですよ。どことやったら勝負に勝てるか。この論議を深めていかないかんですね。

続いて、果樹。果樹ようけあるから、全部は無理でしょう。分からんところは分からんでいいですけども、果樹の同様の説明を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、果樹栽培農家、生産量、販売高の動向と競合先と課題は何かについての御質問にお答えいたします。

果樹につきましては、令和2年度のJA香川県協栄出荷場の資料提供により、桜桃、ブドウ、桃及びイチジク等であります。

栽培農家数は28件、出荷量は27.9トン、販売金額1,074万4,000円です。販売金額の多いイチジクについて御説明させていただきます。

主には「はざまいちじく」がブランド化されており、土器川中の左岸を含む地域は水はけのよい肥沃な砂質の土壌、温暖な瀬戸内海気候とイチジク栽培に適した好条件に恵まれ、150年前から栽培が続いております。作られておりますのは蓬萊柿と呼ばれる中国より日本に伝わったとされる品種で、西日本で定着しております。イチジクの栽培農家数は22件、出荷量は27.8トン、販売金額1,006万5,000円で、果樹の大半がイチジクとなっております。

イチジクは丸ごと食べられてしまうほど柔らかい皮は輸送で傷みやすいため、ほとんどが流通されることがなく、地元で消費され、中讃地域外の高松市内で出回ることはとても少ないと思われまます。

今後は、後継者の育成と輸送の方法を課題として検討してまいります。

参考事項として、タブレットに資料を添付していますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 農業構造改善でやった新目の桃畑、山脇の巨峰、あの果樹園へ行くとき、私は胸が痛む。香川県の多品種少量生産農業は産直市王国を演出している。何でもあるんじゃ、山から、平らなところから、斜面から。果物は手間がかかる。私の夏休みは梨をちぎって出荷し、琴平の市場へ出荷し、善通寺の市場へ出荷してた。豊浜の和田の梨に負けてなるものか。琴平の市場へ4トン車が1車、鳥取県から来たら、うちの梨はぼろ負けでした。二十世紀が来るまでに、8月22日までに売るために、早生品種に接ぎ木で切り替えていった。

私の高校時代までは夏休みは梨の出荷じゃ。3月から5月の連休までは日に日にタケノコを掘りよった。ライバルをつかまないかんですね。戦略眼を養おう。所管課、御苦労さま。よくこれはどこで、農水省の香川農林統計事務所からの資料かな、農業改良普及センターかな、それともJAの生産部会資料なのかな、どこから資料を入手したか、課長にちょっとお伺いしておきます。

○大西樹議長 農林課長、鈴木正俊君。

○鈴木農林課長 竹林議員さんの御質問にお答えします。

まずは、JA協栄出荷場のデータを参考に資料を作らせていただきましたが、主には農

林水産省のデータがございますので、そのデータを、果樹についてはたしか2018年が主なデータでございましたので、それを引用してデータを作成させていただきます。以上です。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 データあるんですね。課長、所管職員にお礼言ってください。御苦労さま。

こうした農業政策の成果が年次の成果報告書に載らないかん。生産と流通を報告する成果報告書なり町政報告の書き方を御期待申し上げます。

続いて、葉菜、葉っぱものですね、この内訳の説明を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、葉菜栽培農家、生産量、販売高の動向と競合先と課題は何かについての御質問にお答えいたします。

葉菜につきましては、令和2年度のJA香川県協栄出荷場の資料提供により、菜花及びキャベツであります。栽培農家数は46件、出荷量は33.1トン、販売金額は254万2,000円でございます。

販売金額の多いナバナについて御説明させていただきます。

気候は温暖で雨が少なく、冬場の日照時間が長い瀬戸内気候であります。ナバナは軽量品目であり、小面積での栽培が可能であるため、高齢者、女性を中心に栽培されております。また、近年、出荷形態の単純化により、若手生産者も増加いたしております。

出荷は東北13%、関東62%、近畿16%、中四国9%の割合で10月から5月まで出荷しており、約7割が束の形態となっております。

また、令和2年度のJA香川県協栄出荷場の資料提供により、栽培農家数は45件、出荷量は25.1トン、販売金額は218万1,000円で、ナバナの主として花を食するものの順位としては、千葉県、徳島県、香川県は全国3位の収穫量であります。

産地間競争が激化する中、鮮度や旬、栽培法にこだわった高品質な品目やオリジナル品種等の町産野菜のイメージアップや消費拡大に加え、農業所得向上を図るためには、消費者の認知度向上を図るとともに、マーケットインの発想により市場や小売店関係者等の実需者及び消費者のニーズに合わせて生産者・産地の思いをつなげ、戦略的に優位に販売していく方向性が最も重要となります。

参考といたしまして、タブレットに資料を添付しておりますので、御覧ください。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町の農業粗生産額のうち産直市出荷の金額、割合は幾らでしょうか。香川県は産直市王国ですね。多品種少量生産、平地から山の上まであらゆる産物がある豊富な、消費者にとってはありがたい産地であります。産直市の出荷割合を問います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、産直市への出荷割合についての御質問にお答えいたし

ます。

産直市への出荷割合については把握しておりません。しかし、まんのう町内には仲南地区の道の駅「空の夢もみの木パーク」内にある仲南産直市と琴南地区の道の駅「エピアみかど」内にある清流の里や、満濃地区には香川県農協が運営を行っております「夢ハウス協栄」が、地元の新鮮な農作物や特産品などの販売及びアンテナショップとして、消費者の反応から新たなトレンドを探ることなど、情報の受発信を行っております。

農作物の販売における現状は、出荷量、出荷品目ともに年々減少傾向にあります。農作物の出荷量や出荷品目を増やす直近の手だてといたしましては、販売所と出荷者が直接協議しながら、消費者ニーズを捉えた農作物の生産や収量の確保を図るほか、新たに出荷できる農家を発掘していくことが重要であると考えております。

一方で、町内農業の課題として、中核を担う農家の高齢化や後継者不足が今後の農業を支えていく上での大きな課題となっております。

これからの農業経営や農地利用の適正化を図る上で、農畜産物の生産から販売までの流れを意識しながら営農できる自立農家の育成に努めることが必要でございます。まずは生産環境の異なるそれぞれの地域内で、農業者や専門的な知見を有する農業関係者の座談会などを通じて、農業の健全な発展に向けた取組を進めていく所存でございます。

また、農産物生産者、加工品生産者へのアンケート調査結果を踏まえて、今後、検討していく必要があると思われまますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 一度、本町の産直市の出荷額、販売高を分析してみたら面白いと思います。

産直市をいかに使うか、これは本町の農業振興計画の5本柱の1本に必ず入るような気がします。奥様方や高齢者が直接自分の通帳にお金が振り込まれるので、みんな熱心です。農協の系統出荷したら統計はがちとつかめて、しかし、世帯主の通帳にしかお金入らんわな。御期待申し上げます。

続いて、農業改良普及員が本町でどのような支援してくださっているのか、活動内容、この把握している範囲をお伝え願いたい。認定農業者と集落営農と法人営農しか相手にしてないような気がして、私が役場におるときは、普及員がしょっちゅう役場に、竹林さん、あれやらんかな、これやらんかな、いろいろ教えてくれよった。今、普及員が役場に来らんように思う。いかがでしょうか、これを御答弁願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、普及員からの支援内容を問うについての御質問にお答えいたします。

認定農業者、認定新規就農者及び法人経営体については、栽培支援のほか、希望者に対する簿記指導を實踐中、水稻・麦類の支援の生産振興はJ A仲多度地区営農センターと連携し、栽培講習のほか、組織に対する個別支援対策を實施いただいております。

組織運営は中讃地区集落営農法人協議会を通じ、研修会の開催や技術資料の提供、また、希望者に対して簿記指導による経営改善の支援をいただいておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 物事は体制つくって、組織編成せないかん。本町職員が普及センターと農協の生産部会と生産者集めた生産流通の作戦会議を持って、作物ごとにやらないかん。手間かかるけど、やらないかん。それ向きの人員を、町長、整える気があるのかどうか。農業改良普及センターの専門性、農協の組織力、いかに使うのか。町長の姿勢を問います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

農業振興におきましては、JAの営農センター、また、経営普及員、そして、地元の生産者、この三つの協力が非常に重要だと思っておりますので、今後、十分検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 及ばずながら、私も何か言いたい。農林課長を立ち往生させてはならぬ。疲労こんぱいさせたらいかん。人の編成だ、専門性だ、学習だ、視察だ、実地検分だ、これを訴え申し上げて、2本目を終えたいと思っております。

○大西樹議長 2番目の質問を終わります。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で11時までお願いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前11時00分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

5番、竹林昌秀君、続いて3番目の質問を許可します。

○竹林昌秀議員 三つ目は、町内の宿泊施設の施設能力と月別の宿泊者の動向の報告を求めて、それがどのような経済循環を育んでいるのか、町長の答弁を求めます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、町内の宿泊施設の能力と月別の宿泊者の動向の報告を求めて、その経済循環の効果を問うの御質問にお答えいたします。

総務省、経済産業省の平成28年経済センサス活動調査によると、全国での産業分類の宿泊業では、事業所数が3万9,701事業所で、従業者が57万4,067人、売上高は5兆8,282億円と、前回の平成24年調査より事業所数で8%、従業者数で14.3%、売上高で37%と大きく増加いたしております。

また、1事業所当たりの収容人員と客室数を見ますと、収容人員は、旅館・ホテルが122人、簡易宿泊所が76人、客室数は、旅館・ホテルが54室、簡易宿泊所が31

室となっており、1客室当たりの収容人員は、旅館・ホテルが2.3人で、簡易宿泊所が2.5人となっております。

次に、国土交通省と観光庁の宿泊旅行統計調査報告によると、令和元年12月時点での全国のホテル、旅館、簡易宿泊所及び会社、団体の宿泊所などの施設数は5万8,950施設で、平成31年1月から令和元年12月の延べ宿泊者数は5億9,592万人で、うち外国人1億1,566万人で19.4%を占めており、一人当たりの平均宿泊数は1.34泊、うち外国人が1.6泊となっております。

実宿泊者数は4億4,396万人で、うち外国人は7,237万人で、16.3%を占めています。

宿泊施設タイプ別の定員稼働率を見ますと、旅館25.0%、リゾートホテル42.6%、ビジネスホテル62.8%、シティホテル65.3%、簡易宿泊所19.0%、会社団体の宿泊所18.2%で、全体では41.8%となっております。

次に、香川県の状況を見ますと、施設数は旅館50、リゾートホテル20、ビジネスホテル60、シティホテル10、簡易宿泊所440で、タイプ不詳を含む589施設となっております。延べ宿泊者数は465万9,250人で、対前年の伸び率は15.1%と、瀬戸内芸術祭の影響もあり、大きく伸びていますが、都道府県の順位は34位となっております。

また、実宿泊者数は384万2,530人で、宿泊施設タイプ別では、旅館65万2,480人、リゾートホテル61万6,860人、ビジネスホテル174万9,320人、シティホテル34万8,530人、簡易宿泊所47万3,400人、会社団体宿泊所1,930人となっております。

宿泊施設タイプ別の利用客室数は、旅館30万9,950室、リゾートホテル27万8,700室、ビジネスホテル169万9,010室、シティホテル32万6,650室、簡易宿泊所31万2,080室、会社団体宿泊所820室で、全体は292万7,220室となっております。

宿泊施設タイプ別の定員稼働率は、旅館26.1%、リゾートホテル43.6%、ビジネスホテル56.9%、シティホテル54.7%、簡易宿泊所18.3%、会社団体宿泊所13.3%で、全体では37.6%と全国平均を下回っております。

次に、まんのう町内の活動している宿泊施設は、公共5施設と民宿を含む民間の4施設だと思われます。

公共施設の平成元年度の利用者数につきましては、塩入ふるさと研修館1,152人、塩入ふれあいロッジ4,029人、大川山キャンプ場931人、琴南健康ふれあいの里キャンプサイト1,632人、国営讃岐まんのう公園オートキャンプ場3万4,363人となっておりますが、利用者の構成や年齢層については把握できておりません。

各統計につきましてはタブレットに掲載しておりますので、御覧いただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 所管課、誠に御苦労さまです。また、的確なグラフや表の表現でよく分かります。

観光いうたら、お金が落ちなんだから、来てもろたらごみが落ちて、空き缶が落ちて、交通が危ないだけですね。

交流人口を増やすために、国土総合開発計画の地域活性化の時代には、定住人口を増やせんから、よそから来てもらおうということのを盛んにやりましたね。それが、今、町長が報告された簡易宿泊所が県内に440あって、34万人泊まっておるということですね。これがなかなか泊まらん。

私は岩手県の宿泊所や霧島の簡易宿泊所の経営改善に行ったことがある。総務省派遣で、見てきた。塩入のふれあいロッジは行政調査庁が調べに来た、私が責任者のときに。何でや、嘘と違うか。どこやって宿泊所は人が来んのに、ここは人が来とる。調べに来た。どこから来た人ですか。泊まって、どこを周ったんですか、こういうことですね。

タブレットのを見ていただいたら分かるんですけども、まんのう国営公園のオートキャンプ場、すごいですね。3万4,000人も泊まるとる年がありますね。地域活性化のために交流人口、関係人口を増やすかというのは、町長、本町にとって大事な方向性なのか、どうでもいいことなのか、ちょっと町長の見解をお伺いしたい。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 町内の人口を増やしていくというのは非常に難しいと思いますので、まず、交流人口を増やしていきたいと思っております。先般の水源の里シンポジウムでも交流人口についての講演がございました。議員の皆さん方もお聞きしていただいたと思いますが、まんのう町はそれに力を入れていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 報告された以外にも、琴南にホテルがありますね。私の追上にも道の駅の前にホテルができた。モーターホテルとかいう。新しい立地はできんらしいけど、あれも泊まりよります。いろんな物の見方があるでしょう。

本町の宿泊能力は県内でどの位置にあるのか、これをちょっとお答え願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、本町は県内でどの位置にあるのかという御質問にお答えいたします。

宿泊施設に関する統計データについては、香川県に問合せを行いました、国のデータのみとなっており、市町村ごとのデータは入手できませんでしたので、御理解よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 経済センサスがどこまでつかむか、観光庁の観光白書もあったり、

所管課はあらゆる資料を検索してくれたことがよく分かって、努力に敬服申し上げます。

本町への宿泊者はどこから来て、どこへ向かったんやろか。この回遊ルートを調べないかんですね。四国は2泊3日を2回やったら、大体目ぼしいところはいけますね。東京や大阪の人にそう言うて案内したらええ。

塩入ふれあいロッジ、本町は高速道路アクセスがすばらしい。私のもみの木峠から阿波池田のインターチェンジまで18分や。善通寺まで15分ぐらい。四国中どこでも行けるんです。宿泊者はどこから来て、どこへ向かったのか。宿泊者の回遊順路と交通手段はどうか。これは調べようがないかも分らんけど、行政調査庁が塩入ふれあいロッジに調べに来たときは、これを入念に調べましたね。この2番目と3番目の質問、一緒をお願いします。お答えをお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、宿泊者はどこから来て、どこへ向かったのか。また、宿泊者の回遊順路と交通手段はどうかとの御質問にお答えいたします。

宿泊者がどこから来て、どこへ向かい、回遊順路については把握していませんが、令和元年度の香川県観光客動態調査によりますと、交通機関別県外観光客入込数では、自動車が76.1%と大半を占めており、次いでJR14.0%、船舶5.7%、航空機4.2%となっておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 昔は屋島見て、栗林公園見て、こんびらへ泊まって、翌日、高知っという感じだったですね。自動車はどうにでも行けると。今、金毘羅山見てからかかずら橋へ行くのが、私のもみの木峠から見る限りは多いように思いますね。

宿泊単価、一遍泊まったら、どれぐらい金使いよるんか。宿泊料金が、うちのロッジやあれが適正かどうか、周辺とライバルと比較して変えないかん。

所管課が出してくれた観光客動態調査確定版で見よると、令和元年度に一人当たりの消費金額、宿泊したら2万4,401円使う。日帰りやったら6,300円だと。泊めなんだからお金は落ちんでということですね。

宿泊単価の分布を御答弁願います。分からな、それはかまんです。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、4番、5番、6番、まとめてお答えいたしたいと思えます。

宿泊単価の分布数はいかようであるか、宿泊者の食事はどこで何を食べているのか、宿泊者の土産物と特産品購入の傾向はどうかという御質問にお答えいたします。

香川県観光客動態調査での県外宿泊観光客の一人当たりの平均観光消費額について報告させていただきます。

宿泊費1万886円、飲食費4,521円、交通費4,023円、お土産代3,654円、入場料906円、その他411円で、合計2万4,401円となっております、近県から

訪れる方が多く、1泊から2泊までの観光客ではないかと推定されます。

お土産品や特産品の販売額が伸びるよう、販売店の増加と商品のPRについて、関係者と販売戦略を検討し、推進してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 町長、満濃池のそばにこんぴらの魚屋さんがホテル誘致する造成してほったらかされとるんがある。うちの土地開発公社が用地造成して、ホテル業者に売ってやってもええかも分らん。泊めるところを誘致したら、お金が回りますね。町長、いかがお考えになりますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします。

町内に宿泊施設を造ってはということでございますが、まんのう町ではお隣の琴平町に多くの宿泊施設がございますので、なかなかまんのう町で宿泊施設を造っても、運営が難しいんじゃないかなと思っておりますので、十分調査研究をしてから取りかかりたいと思っております。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 76%が車ですね。私が塩入ふれあいロッジやふるさと研修館で接した客はええところや言うて、どこへでも行けると。今はこんぴらへ泊まらずに、道後へ行きよるんですね。香川県で2番目の宿泊能力を持つとるんは琴平で、高松は圧倒的ですね。本町、琴平のそばにある。吉野川、川で遊べるぞ。うちへ泊まったらええが。町長、回遊路等を研究して、私が今日質問した内容で観光の研究会開きませんか。いかがお考えになりますか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

交流人口を増やす大きな手段の一つだと思っておりますので、十分検討していきたいと思っております。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 モンスターバッシュは3日間で4万人ぐらい来る。2万人の町へ4万人来るモンスターバッシュ。モンスターバッシュに来る人はどこから来よるんやろか。モンスターバッシュへ来た人はどこへ泊まるとるんやろか。岡山に泊まって来よれへんのか。これの分かる範囲をお伝え願います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問、モンスターバッシュの観光の宿泊はどこでしょうかという御質問にお答えいたします。

モンスターバッシュの観光は2日間で延べ約5万人の観光客が全国から訪れますので、県内のみならず、近隣県のあらゆる宿泊所に宿泊されておられると思われまます。ちなみにモンス

ターバッシュの運営関係者の一部は塩入ふるさと研修館や塩入ふれあいロッジの予約が空いている場合には利用されていると聞いております。以上でございます。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 年間50万人来よる国営公園がある。この宿泊者にどう対応するのか、これは勝負ですね。宿泊施設や交通機関の連動、ネットワークを研究せんことには、観光や交流人口拡大にならない。これについて、町長、いかがお考えですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの再質問にお答えいたします

竹林議員さん御指摘のように、国営讃岐まんのう公園では年間50万人の観光客が訪れております。それをうまくまんのう町に取り込むということです。いろいろ考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 5番、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 コロナ以後はこれですね。大きなテーマに皆で取り組みたいと思います。誠にありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

○常包恵議員 2番、常包であります。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、6月議会の一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

最初の質問につきましては、コロナの支援について。

私は本当に困っている人に効果的に速やかに適切に届くことが大切だというふうに考えております。なかなか第4波の収束が見えない状況であります。若干、感染者数が落ち着いているようにも思えますが、まだまだ見えません。

そして、本当にコロナの感染で療養されている方、一日も早い回復をお祈り申し上げます。

また、不幸にも、残念ながらお亡くなりになられた方もおいでだと思います。御遺族の方を含めまして、心よりお悔やみを申し上げます。

緊急事態宣言が再延長され、また、県内でも指数といいますか、警戒レベルが一つ下がったものの、先ほど言いましたように、病院の使用率、ベッドの使用率というのは高いままであります。今後も私たちの町1万8,000人の町民、そして事業所にきめ細かな効果的で素早い施策が求められております。

最初に、町民の現状についてお伺いいたします。

町民税で非課税とか均等割とかという言葉が聞きますが、どのくらいの所得の階層の方たちなのか。

そして、コロナ前ではありますが、一昨年の所得を基にした令和2年度の町民税の関係で、

この階層の方たちは全体に対してどのぐらいおいでなのか。若者を見たときに、どのような分析ができるのか。

昨年の所得を基にした令和3年度の住民税が間もなく決まると思いますが、スケジュールについても併せてお示しをお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員のコロナ支援は、町の支援がより必要なところへの御質問にお答えいたします。

まず、1番目のコロナ支援は短期だけでなく、中長期の視点からも財政状況、重点施策を考慮して焦点を当てた支援が必要だ。住民税の課税状況から、町民の昨年所得は一昨年に比べてどのような状況か。

昨年度の所得を基にした今年の住民税の決定、全体が明らかになるまでのスケジュールはという御質問にお答えいたします。

御質問にあります非課税者及び均等割のみを納める者は、所得割の非課税対象者と考えられるかと思えます。令和3年度より、税制改正により均等割及び所得割の非課税の範囲が変わっておりますので、ここでは令和2年度の所得割が非課税の範囲について説明させていただきます。

扶養者がいない場合は総所得金額が35万円以下、扶養親族がいる場合は総所得金額が35万円に本人と扶養者の数を足した人数を乗じて、それに32万円を加えた額以下の場合に所得割が非課税になります。

非課税及び均等割のみを納める者の割合につきましては、令和2年度の課税状況調べによる住民税の納税義務者数から均等割のみを納める者1,273名、均等割と所得割を納める者7,787名、合わせて9,060名となっており、令和2年1月1日のまんのう町の人口は1万8,467名でございますので、非課税者及び均等割のみを納める者の割合は、おおむね57.8%となります。

次に、昨年の所得を基にした令和3年度の住民税につきましては、6月10日に確定いたします。それ以降なら状況等についてお示しできますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ちょっと聞きにくかったんですが、全体の所得者のうち均等割と非課税者の層の比率は幾らなのかをお示してください。

○大西樹議長 もう一度、ちょっと。

○常包恵議員 先ほど57.1%というような数字も出たんですけど、全体の働いている人の人数のうち均等割と非課税のクラスの人ほどの率かということ、何割いるのかお示してください。

○大西樹議長 ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前 11 時 27 分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

税務課長、小縣茂君。

○小縣税務課長 常包議員さんの質問にお答えします。

お勤めになられる方の中での非課税者の割合ということですけども、これは今のところはつきりした数字つかめてませんので、今のところつかんでいるのは全体としての数字しかつかめてないので、これまた数字のほうを確認取りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 2 番、常包恵君。

○常包恵議員 改めて資料の提出をお願いします。

コロナ対策、先ほど町長が中長期的な視点が必要ということもお話がありましたが、私も目の前のことだけではなく、中期、長期的な視点も必要ですし、この自治体の財政状況というのでも考えていかなど、このように考えております。

仮にインパクトがあるような施策であって、一律全員に多くの金額が支給される、ばらまきの施策というようなことも言われておりますが、このような施策については周りの自治体、周辺の自治体との均衡が崩れるのではないかと私は考えたりします。

よそのところのお金の使い方ではありますが、ごみやし尿やいろんな広域で一緒に行政を進めている立場から、このような施策は、昨年、国において行われましたが、国において実施をされるべきではないかというふうに私は考えます。町長の見解があれば、改めてお示しもいただきたいんですけど、確かに多くの方が困っております。生活に困っている中で、本当に必要な人に、事業者に焦点を当てて支援をしなくてはいけないかなど、このように思うところでありますし、昨年の定額給付金であれば、10 万円の給付金ですね、7割が貯蓄に回った、このような新聞報道もされておるところであります。

まんのう町では4月の臨時議会で4割プレミアムつきの商品券、一人上限4万円の発行が決定されております。残念ながら、昨年、商品券、目標の半分以下というような厳しい数字でありました。昨年の失敗を繰り返さないための工夫は現時点でどのようにされておるのでしょうか。商品券は私たちの生活支援には大変結びつきますが、地域の経済施策、経済支援という点からは、まだ弱いのではないかというふうにも思うわけではあります。現時点で商品券の利用者が増える工夫をお示しいただきたいと思っております。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、現時点での商品券利用者が増える工夫はについての御質問にお答えいたします。

令和2年度に実施いたしましたプレミアム30%つきのプレミアム商品券につきましては、1,000円券のみの商品券で、1枚1枚がばらばらで封筒に封入しておりましたが、今回は少額でも使用できるように500円券を追加し、1セットを1万円で販売し、50

0円券を8枚と1,000円券を10枚にした1万4,000円分の商品券を、ばらばらではなくとじたものにいたしました。

また、プレミアム40%つきのプレミアム商品券の申込みはがきのついたチラシに商品券の利用可能な販売店を地区ごとに表記いたしましたので、申込時点で利用可能な販売店が分かるようにいたしました。住民皆さんで町内事業者を応援していただきますよう、商品券の利用をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ多くの方が商品券を活用いただいて、町内の事業者を応援していきたいと私も思っております。6月1日から15日の申込期間だったと思いますので、ぜひ放送をお聞きの方も活用いただきたいと思います。

それで、国や県、町、それぞれの今までの支援ですが、どちらかといえば事業者の支援もありましたが、多くは子育て世帯をターゲットといいますか、中心に考えてこられたんじゃないか。国や県、社会の宝物である子供たちのことを重視するというのは当然だとは思いますが、結婚されていない方や子供がいない家庭に対しての支援は薄かったのではないかと、ほとんどなかったのではないかとというふうにも感じたりしております。

厚生労働省が5月14日に全国で10万3,593人、飲食業や製造業が多いようですけど、香川でも420人の方がコロナで解雇や雇止めにあったというようなことが厚労省のホームページに記載されております。

また、厚生労働省所管の独立行政法人労働政策研究研修機構というのがありますが、昨年4月から9月の調査で失業率を見たときに、15歳から19歳の方が最も高く、25歳から29歳が2番目、また、コロナの影響があったという方は、25歳から29歳が約半分、50%弱です。このような調査が報告されております。

県内においても、百十四銀行が先月に発表した企業経営動向調査によりますと、今年1月から3月の状況が、昨年10月から12月に比べて、そのポイントがマイナス指数がマイナス32.2ポイント、これは調査以来初めて、最大だというふうな報告がされております。

ぜひ、昨年の所得がもうすぐ明らかになる時期でありますから、若い人の状況はどうか、こういうことを分析いただいて、速やかな支援をお願いしたいと考えますが、町長の考えはいかがですか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの、子育て世帯への支援と同様に、若者の支援が必要である。若者への速やかな支援をとの御質問にお答えいたします。

厚生労働省の新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について、都道府県労働局の聞き取り情報や公共職業安定所に寄せられた相談・報告等を基に、新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整の可能性がある事業所数と解雇等見込み労働者数の動向によりますと、5月21日時点までの累計値で、雇用調整の可能性がある事業

所は12万9,480所、解雇等見込み労働者数10万4,532人で、うち非正規雇用労働者数は4万8,798人となっております。

解雇等見込み労働者数の業種別では、製造業が2万3,241人で1位、次いで小売業1万4,033人、飲食業1万2,765人、宿泊業1万1,943人となっております。

香川県では雇用調整の可能性がある事業所は412所で、解雇等見込み労働者数452人となっております。

厚生労働省では、ハローワークにコロナ対応ステップアップ相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方、休業中の方やシフト制で働くなど、働きながらスキルアップしたい方に職業訓練の情報提供や受講あっせん、職業訓練の成果を踏まえた就職支援等を行っておりますので、相談していただければと思います。

また、「かがわ若者サポートステーション」や「さぬき若者サポートステーション」もありますので、相談していただければと思います。

また、町独自の若者への支援につきましては、今後、財源確保に努めながら、真に支援が必要な若者にしっかりと届くような施策を議員の皆様方の御意見も聞きながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。通常でも最近は若い人の非正規化というのが高まっておりますし、コロナでそれが追い打ちをかけているという状況をぜひ分析も含めてしていただいて、適切な支援をお願いしたいと思います。

続いて、若者支援のもう一方として、奨学金を受けている大学生などへの支援策として、昨年、町独自に一人5万円の応援給付金が支給されました。今年も同様の支援が4月に決定されたところでありますが、その中で、なぜ昨年支給された人が今年は除外されたのかお示してください。アルバイトが減少したり、保護者の仕送りの減少など、厳しい生活が続いているという状況ではありますが、なぜ除外されたのかお示してください。

それから、町の奨学金の給付型をずっと求めてまいりました。昨年の9月議会で質問させていただきましたが、その際には保育士や幼稚園教諭の人材確保策として給付型を研究している、このような答弁がありました。私はこの4月から新たな制度が発足されるのではないかというふうに期待をしとったわけですが、まだ明らかになっておりません。その後の検討状況について御説明いただきたいと思います。

それと、町の奨学金につきまして、一人5万円支給ということで、月額5万円、大学であればですね、非常に助かると思うわけですが、利用者が5名という状況をお聞きしております。なぜこのように少ないのか。

先月、東かがわ市の奨学生の募集というのが5月25日付で新聞に報道されておりましたが、東かがわにお聞きしますと、そこも5万円でした。利用者は減っているようです。しかし、毎年5人ぐらいの新規があるようです。ということは4年で20人ぐらい。まんのう町の場合は5人ということで、その辺、どこに問題があるのか。利用する保護者

や子供たち、そして、サポートする学校や先生方の御意見はどのような状況をつかんでお
るのかお示してください。

仮にまんのう町の奨学金は、ほかの学生支援機構の奨学金があるとか、いろんな給付制
度があるので、もう借りないというのであれば、町の奨学金は貸付制度から他の奨学金の
返還を応援する制度に変更してはどうかというふうにも考えます。一定期間町内に住んで、
働きながら奨学金を返している、そういう方の応援をするということはいかがでしょうか。
町内に若者が帰ってきたり、住み続けてくれる策の一つというふうになるのではないかと
思います。併せて御答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えします。

まず、本年度実施いたします奨学生への給付金について、昨年支給された人がなぜ除外
されたかにつきましてお答えします。

昨年度実施いたしました奨学生に対する緊急学生支援給付金事業につきましては、88
件で440万円の支給をいたしました。本年度実施する奨学生への給付金は、国の定額給
付金のように奨学生にあまねく支給という観点から、一度給付を受けた学生を除外し、昨
年度、本制度を知らずに受給できなかった学生や、今年度から新たに奨学生となった方
に対して支給する事業といたしております。

また、本町の奨学金制度の利用者が5名で少ないとの御指摘でございますが、昨年度に
給付金を受給した学生が88名であったとお答えしましたが、そのうちの78名、率にし
ますと88.6%の方が独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の貸与を受けております。
香川県の奨学金制度を利用している方が4名ですので、本町の奨学金の利用者とほぼ同数
でございました。

多数を占めております日本学生支援機構の奨学金の貸与金額は月額2万円から12万円
と幅広く、一人当たりの平均月額が6万円でございます。また、分かる範囲ではござい
ますが、返還期間が最長で18年でございます。本町の奨学金の月額が5万円、返還期間
が最長15年でありますので、日本学生支援機構との差もそう大きくはないものと考えて
おります。

次に、給付型奨学金制度の創設についてでございます。

議員の御指摘にもありますように、卒業した後に町内で一定期間住む方などに対する奨
学金の返還を猶予するといった内容を含め、多くの学生が借りることができるよう、今年
度中に制度化すべく準備を進めておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。本年度中に新たな制度をつくると、拡充する
ということですので、ぜひ期待をしておりますが、私が調べたところでは、三豊市で、今
年、県内の市町で初めて給付型を既につくったということが新聞に出されておりました。
4月12日ですか、三豊市が県内で初めて出されましたが、岡山県津山市では若者定住促

進奨学金返還金補助事業というのが平成28年度からスタートしております。これは大学卒業後、市内に3年以上住んで、学生時代の奨学金を返還しながら近隣でも含めて働いて頑張っているという方に対して、月2万円を上限に36月分、3年分の応援をするという制度であります。昨年から実際の支給が始まったようですが、24人の方が利用されたようです。

ほかにも愛媛県新居浜市、福井県高浜町、福島県三春町など、全国ではいろいろな工夫をされているようです。これは私がインターネットで自分の家で見ただけでこれだけヒットしたわけですから、皆さん、行政のいろいろな情報誌などでもたくさん出てきているんじゃないかと思うわけです。

そういう意味で、給付をするのも、それも一つの制度ではありますが、利用者が伸びない状況が解決されないのであれば、そういう応援をする、そのことによって、若者にまんのう町に定住、帰ってきていただくということも、そういう面からの施策として活用するということがどうかなというふうに私は考えるわけですが、答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

常包議員さん御指摘のように、給付につきましても先進地がたくさんあるようでございますので、そういった先進地の状況等も検討して、今年度中に制度化すべく準備をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ事務局含めて、これは教育委員会の問題だけではなくて、町としての地域創生といいますか、若者に住んでもらうという立場でのセットと含めて、教育委員会任せじゃなくて、町長部局もセットで考えていただきたいと私は考えますので、よろしくお願ひいたします。期待をしておきます。

3番目でありますが、事業者の関係なんですけど、ずっと言い続けてまいりましたが、休業や時短要請はないけれども、私たちの生活になくってはならない事業に対しての応援をしてほしいということ求めてまいりました。答弁は、プレミアム商品券で事業者を応援してほしいということでありましたが、理容業、美容業、マッサージ、接骨院、デイサービスなどのヘルパー事業、バスやタクシーなどの公共交通、そして、宅配などの運送事業、本当に密接な、相手と対面する事業が多いと思いますが、その方たちが安心して事業を継続できるよう、現金給付も含めて、また、それだけではなくて、定期的な検査といいますか、その人たちに安心感を与えるために検査が必要ではないか。そして、事業者の安心は私たち利用者、事業を利用する人たちの安心にもつながると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの3番目の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策で、休業・時短営業の要請や外出の自粛によ

り影響を受けた事業者に対して、令和2年度にまんのう町持続化応援給付金の申込みを受付し、理容・美容・整体などあらゆる業種の方、400事業者に1億2,000万円を給付いたしたところであります。

業種別の給付状況につきましては、所管事務調査の資料としてタブレットに掲載いたしておりますので、御覧いただきたいと思っております。

国の緊急事態宣言の再度の発出や県内における新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことから、5月8日に県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、5月9日から対処方針の対策期、最高レベルの緊急事態対策期に移行され、県民に対して不要不急の外出自粛の呼びかけや、飲食店の事業者に対しては4月7日から営業時間短縮の協力要請がされ、延長、再度の延長と大きな影響を受けていますことから、飲食事業者や関連事業者の営業継続を支援するため、香川県が香川県営業継続応援金を支給いたします。まんのう町も香川県営業継続応援金の支給を受けた事業者に対して、香川県の給付額の2分の1の額を支給いたします。現在、準備を進めており、決定次第に町のホームページや広報、音声告知にて周知いたしますので、申請していただければと思います。

また、常包議員御指摘のように、理容・美容、整体、物流、薬局、公共交通、介護、ヘルパー職の方々には他の職業の方より密接な対応がある職業として認識いたしております。他市町の状況も踏まえながら、今後、これらの職業の方々にはどのような支援が適切で効果的なのかを研究、検討し、検査体制につきましても併せて検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 先日、散髪に行ったときに、県内の理容所ではコロナの感染は発生していないそうです。お店の方の御苦労もあろうかと思いますが、散髪とか対面ですることは少ないということも言われておりました。顔ぞりにしても、その間はしゃべらない。マスクはないけどしゃべらないということで、幸いにも感染はないんだということが言われておりましたが、宅配業者の方も、私、どんなかなと思うんです。本当に県をまたぐ、東京や感染が多い地域も含めて物流は動きます。そこを運転手の方は本当に行ったり来たりしている。そういう方に対して、本当に感染の危険と隣り合わせといいますか、そういう方が突然熱を出したとしたら、本当に不安で不安でたまらないのではないかと、このように、今、感じているところであります。そういう方たちの家族も含めて、本当に心配なんではないかと思うわけです。そういう方たちの不安を取り除く方法をぜひ考えていただきたいなということを要望しておきたいと思っております。

それで、四つ目の質問に移りますが、感染拡大防止については、当然、ワクチンの接種というのが必要であります。それプラス、無症状者、知らない間に感染し、症状はない方が知らない間にうつしてしまう、そういうことを防ぐことが大切ではないかというふうに思います。

先日、これもまた三豊市が県内で初めて全市民を対象に抗原検査を行うという報道がさ

れました。市立病院があるとは言いながら、県内で初めてでありましたし、市民の関心は非常に高く、申込みも多かったというふうに聞いとるわけですが、これもインターネットで調べてみましたが、人口約50万人、東京に隣接する千葉県松戸市では、無症状者の全市民を対象に月2回までのPCR検査に対して、1回2万円を上限として補助する制度を設けているそうです。昨年12月から設けておるそうではありますが、予算2億円だそうです、50万人都市ですから。そこは全市民プラス市内の保育所、こども園、小中校、入所、通所を問わず、介護や障害などの事業所に松戸市以外から働きに来ている方も含めて補助の対象者というふうにしておるそうです。

先ほど他市町の状況も調べながらということでありましたが、予算も三豊市は約3,000万円というふうにもお聞きしました。報道で知る限り。予算ですけどね。そういう町としてできることは何なのか、感染拡大防止のために町として何ができるのかという視点から、改めて御答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの4点目の質問についてお答えいたします。

まず、三豊市が現在実施しております抗原検査につきまして問い合わせましたところ、対象者は基本的に無症状の三豊市民、市内事業所、学校に勤務、在学する人で、唾液を用いた抗原定量検査を実施しております。具体的には、電話または来庁により申込みをして、検査キットを郵送または健康課窓口で渡し、採取した検体を所定の日時に市立の永康病院へ持参する方法でございます。病院から検査機関へ回し、検査をした後、三、四日後に検査結果を個人宛てに郵送し、陽性であれば永康病院で再検査を受けるようになっております。

この抗原検査でございますが、三豊市はその場で30分程度で分かる唾液による簡易キットの抗原検査、いわゆる抗原定性検査は無症状者に対しては精度も低く、厚労省も推奨していないことから、四国中検などの専門的な機関で検査をする抗原定量検査を実施しております。5月末現在で約1,200名の方が実施しているようで、事業開始当初は予約が多かったものの、現在は落ち着いているようでございます。

まんのう町には町立の診療所はありますが、三豊市のような大きな公立病院がないため、安全で効率的な検査キットの受領場所の検討など様々な課題がございます。

しかしながら、三豊市や全国で抗原検査を実施している市町の状況を注視し、今後、抗原検査の有効性などを検証し、導入するかどうか、鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。先ほど紹介しました千葉県松戸市、人口約50万人なんですけれど、昨年12月から制度がスタートし、4か月間、令和2年度の中で利用者は2,700件だそうです。思ったより少ないですね。みんなが利用するということではない。やっぱり心配な方、先ほど言いました事業、密接に会う方も含めて、やっ

ぱり心配な方が利用されるんだと思うんです。そういう方に安心感を与えるために、松戸の場合は後から申請、領収書を出して申請するという立替払いですけど、そういうことも含めてあれば、町立病院がなくてもできるのではないかと思いますので、ワクチンが広まって、そういう検査も要らなくなる時代が来るのかも分かんけれど、そういう時代が来ればまた別として、現時点においては、やっぱり安心感を町民の方に持ってもらおうということが大切なんかなと思いますので、ぜひ検討いただきたいことをお願いして、5番目に移りたいと思いますが。

○大西樹議長 常包議員に申し上げます。ここで休憩を取りたいと思いますので、議場の時計で1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時30分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

2番、常包恵君、質問を許可します。

○常包恵議員 午前中に引き続き、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

1番目の最後の質問、ワクチンの関係で若干お聞きいたします。

私が質問通告して以降、最近、急にワクチンの状況がたくさん来て、周りの状況が変わってまいりましたので、若干、時期がずれるかも分かりませんが、よろしく願いします。

7月中に高齢者が接種が終わるということで進められておりますが、8月以降の状況についてどういうふうにしていくのか、早急な決定が必要かと考えます。7月末から8月にかけて夏休みということもあり、高校生を含めて学生の方に3週間余りで2回の接種ということが可能ではないかということを思いますので、そういうことも一案と、お願いしたいと思います。

また、先ほど仕事柄、住民の方と密接な仕事ということは何点かお話ししましたが、そういう方も糖尿病とか重症化しやすい病気をお持ちの方と同列に、優先的に接種ができないものか、そういう配慮ができないものかお伺いいたします。

最後に、先日、新聞で17の県内の市長さん、町長さんの中で、まんのう町長さんだけが一番にワクチンを打ったというような、何か新聞に出ておりました。何かちょっとあの書き方はいかなものかなと思ったんですけど、命の問題ですから、いろんな御意見ありましたが、私は町長、副町長、教育長、町の三役、そういう方は町の危機管理上、本来、優先的に接種していただくというのがいいのではないかというふうに思います。仮に私は受けたくないという、接種したくないという町長がいても、これは受けてもらわんと困るといぐらいの体制で、コロナという大災害に当たっての町の危機管理体制の観点から、そういう視点も必要ではないかと私は考えているところであります。

最後になりましたが、ワクチン接種の関係について御答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの5番目の質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンにつきましては、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者に、次に高齢者、その次に基礎疾患のある方や高齢者施設等の従事者と同順位で60歳から64歳の方への接種、その後、それ以外の方々に対し、ワクチン供給量や地域の実情等を踏まえて順次接種をできるようにすることとされております。

薬局の薬剤師等は医療従事者の枠で接種を受けることができました。高齢者施設の従事者は施設内のクラスター対策のより一層の推進のため特例として、本町でも4月12日から高齢者と同じタイミングで優先的に接種を進めております。

次の基礎疾患のある方などの順位となった場合には、市町村の判断とされるホームヘルパー等一定の居宅及び訪問系サービス事業所の従事者への接種も、可能な限り同じ順位で接種できるよう取り組んでまいります。

基礎疾患のある方などにつきましては、町では全容が把握できないため、御案内の時期が来ましたら、行政告知放送、ホームページ及び医療機関などを通じてお知らせしますので、接種を希望する方は町へお申込みいただくよう準備を進めております。

一方、5月21日にモデルナ社製のワクチンが正式に承認され、国ではまず大規模接種施設で用いるとしており、職域での接種へ利用範囲が拡大することが見込まれております。

産業医による接種等職域接種につきましては、今後、詳細が示されていくことと思いません。

また、先日、ファイザー社のワクチンにつきましては、対象年齢が16歳以上から12歳以上に変更され、解凍後の冷蔵保存が可能な期間が5日間から1か月に改定されました。

常包議員の御提案にもありますよう、夏休みの時期を有効活用することも効率的であると考えますが、小中学生も対象となったことで、職域接種と同様に学校での接種等のような方針で進めるのか、全国知事会から早急に示すよう要望を受ける国の動向に注視しながら、本町の接種順位の優先性等検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 よろしくお願いたします。

以上で、1番目の質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○常包恵議員 2番目の質問であります。性的少数者への支援をということですが、最近、LGBT、テレビ、新聞で耳にしたかと思えます。以前から議論はありましたが、聞くところによりますと、東京オリンピック・パラリンピックを控えて、国際世論に耐えられないとして法案が急に浮上し、私が通告した5月18日以降に、月末にかけて新聞、テレビでたくさん出るようになったと伺っております。

同性の方や、男女両方が恋愛対象になる人や、自分の性に違和感を感じる人などのことをLGBTと位置づけられておりますが、その割合は人口の約5%から8%と言われておりまして、8%ですと、香川県では約8万人、まんのう町1万8,000人とする、約1,400人という数字が出てまいります。

しかし、戦前の家制度の中で、男と女、戸主と嫁というような性的な役割が社会の常識とされていた時代では、自分の気持ちを押し殺して生活をしてきた方が大勢いるのではないかと、このように思います。

しかし、最近では誰もが自分らしく生きることのできる社会が大切ということが広まってき、性的少数者の立場を尊重し、同性カップルを公的に認める、婚姻関係のような状態であることを市町が認定する制度、パートナーシップ宣誓制度が広まっております。

全国では、2015年（平成27年）に東京都渋谷区、世田谷区で導入して以降、84市区町村に拡大しております。県下では高松市、三豊市、多度津町など、六つの市町が導入しております。

宣誓したパートナーは高松市で6件、三豊市で3件、東かがわ、土庄で各1件と少数ではありますが、差別の中で苦しんでおられる人は、先ほどの数字ではありませんが、大勢おいでのではないかとというふうに推測します。

まんのう町としてこの制度の目的、メリット、問題点などの検討状況についてお示しください。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の、パートナーシップ制度化に向けて、制度の目的、メリット、問題点など現時点での検討状況はの御質問についてお答えいたします。

まず初めに、県内の導入状況について説明させていただきます。

県内では2020年1月に三豊市が初めてパートナーシップ宣誓制度を導入し、次いで4月には高松市、本年1月には東かがわ市、そして、4月からは土庄町、小豆島町、多度津町が導入し、県内では3市3町が導入している状況でございます。

このパートナーシップ制度は法律上婚姻が認められていない同性のカップルがお互いを人生のパートナーとして宣誓することで、二人の関係性を公的に証明する制度であります。

この証明は法律上の婚姻関係を認めるものではありませんが、二人が生活を送る上での生きづらさの解消につながるものであり、また、自治体によって制度の詳細は異なりますが、公営住宅に家族として入居が認められたり、一部の民間サービスの提供が受けられるなど、社会生活を送る上でのメリットがあるというものでございます。

しかしながら、この制度は自治体独自の取組であり、この宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではなく、公的効力がないことから、制約や課題等もございます。

また、社会的には性的少数者などについて理解が進んでいるとはいえ、まだまだ理解されず、誤った認識から差別や偏見などにつながるおそれがあることから、まずはどこに問題があるのかの実態把握が必要となりますので、今年度策定いたします第3次男女共同参

画プランに向けての基礎調査となる住民アンケートに性的少数者についての調査項目を設けて意識調査を行うよう現在進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 新聞報道によりますと、性的少数者への差別を許さず、国民の理解増進を図る法案が与野党の実務者レベルでは一旦合意をされた。しかし、自民党のほうが出を拒否したというようなことが新聞報道されておりましたが、その法案によりますと、全ての国民が性的指向や性の自認を理由とする差別は許されない。相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目指す。地方公共団体は知識の着実な普及、相談体制の整備などが求められているというような中身になっておるようであります。

このような国の動き、また、県下17のうち六つ、3分の1が導入している状況から、まんのう町でも、先ほどの今年度中のアンケート調査というだけで、方向性として実現に向けてしていく方向性があるのか、改めて御答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の、パートナーシップ宣誓制度の導入についての御質問にお答えいたします。

制度の導入に向けては、法整備や全国的な動向に注視しながら、既に導入している先進自治体から課題や意見を聞きながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

また、住民へはホームページや広報誌、人権研修等により性的少数者に対する人権の尊重や理解の促進を図りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 マスコミ報道によりますと、残念ながら、こういうLGBT、子供を産まないことについて、種の保存に背くだとか、生産性がないだとかという発言が現職の国会議員さんから出ているということでもあります。本当に悲しいかなというふうに思いますが、何かやっぱり男と女という異性のほうを好きになるというのが多い、確かに多数であります。しかし、多数の人の意見だけでなく、少数の人、現実においでということをお互いに理解をするというスタンスが、そういう発言には私は全く感じられないんですけど、国際基準といいますか、国際的な流れ、その中で、やっぱり日本だけ独自の基準というのはないというふうに思います。ですから、まんのう町役場の取るべき方向性というの、おのずから決まってくるのではないかというふうに、決まっているのではないかと、現時点においてもですね、その方向性に向けてどういうふうな地ならしをしていくのか、そこが求められていると思いますが、私は制度が利用する人、本当に先ほど言ったように、県内でも少ないです。まだまだ全国的にも少ないですが、その制度によって気持ちよく、先ほど息苦しさをなくするとかいう回答ありましたが、やっぱり気持ちよく暮らしていける人がおいでなら、その制度化に向けて努力をしていくことは大切なんではないかと思いますが、改めて御答弁をお願いします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

社会的には性的少数者について理解が進んでいる、また、世界的な潮流でもあるというような話ではありますが、しかしながら、まだまだまんのう町あたりは封建的な昔ながらの社会性が残っておりますので、まだまだ理解されずに、誤った認識から差別や偏見などにつながるおそれがあるのではないかというふうに思っておりますので、やはり香川県でも先に導入しております先進自治体からの課題や意見等を聞きまして、今後、十分調査研究を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。当然、私も人生もう61ですから、社会の常識、今の社会的な常識の中で育ってまいりましたから、そういうのが染みついています。それを一つ一つのけていかなければならない。本当に大変だとは思いますが、それが染み込まないためには教育の力、教育の役割というのは非常に大きいのではないかというふうに、また期待をしておるところであります。

これが香川県人権啓発推進会議が作成したパンフレットであります。LGBTの人権について考えようということで、パンフレット、役場にも置かれています。

先ほど言いましたように、私の古い時代にはこういうことが定義がなかった関係で、何か変わった人のような扱いを受けたり、そういう目で見られていたところもあります。

現在の教育課程の中で、学校の中でどのように取り扱われて、どのように子供たちが学んでいるのか、その点についてお示してください。

○大西樹議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 常包議員の、性的少数者の支援を学校教育ではどのように取り入れているかについてのお尋ねでございます。

性的少数者に限らず、少数意見等を大切にすることは学校教育の原点であると捉えております。

まず最初に、性的少数者につきましては、人権教育の一環として取り組むことであると理解いたしております。校内には人権週間に合わせて性的少数者の人たちに対する理解を深め、差別や偏見をなくすための啓発ポスターの掲示もいたしておるところでございます。

その上、まず、教職員に対しての取組についてでございます。

小学校、中学校ともに校内の人権教育研修の中で、この問題に関する事項につきまして共通理解を図っておるところでございます。

次に、児童生徒に対する指導についてでございます。

小学校におきましては、性的少数者に特化した指導は行ってございません。しかし、男女差別や障害者差別などに関しましては、道徳や学級活動、また、学校教育全体の場で指導を行っておるところでございます。

中学校におきましても、これに関する事柄を取り出した指導は行っておりませんが、この性的少数者に限らず、それぞれの立場の違いを認め、お互いの人権を尊重することの大

切さについて考える機会を設けております。これらの人権教育につきましては、道徳の指導や学級指導、または人権集会の中で日常的に行っておるところでございます。

なお、中学校におきましては、生徒から性的指向についての相談を受けた場合には、個人情報への取扱いに十分注意をしながら、相談を受けた教職員だけでなく、専門家であります養護教諭を含めたチームで対応することといたしております。また、職員会などの機会を通じて配慮が必要な生徒として共通理解することにして、適切に指導しておるところでございます。

今後とも、非常に重要な学校教育の中での柱であるというふうに捉えております。以上でございます。

○大西樹議長 2番、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。非常に大切な問題でもありますし、この問題が逆にいじめにつながっても大変困ります。そういう面で、学校教育の立場でぜひ子供たちにちゃんと教えていただいて、また、それが保護者にも伝わっていくと思いますので、ぜひ学校の教育に期待をして2番目の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

1番、鈴木崇容君、1番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて一般質問に入りたいと思います。お昼から2番目の質問が私の一般質問です。皆さん、眠たくなるとは思いますが、しばし我慢をしていただき、お聞きください。

今まで議会で継続して一般質問をしてきましたが、ここ最近は一般質問のイップスになっているような気がいたします。少し気持ちもどんよりしているところがあります。やはりこれもマンネリ化してきているコロナ禍の影響で何らかのストレスがたまっているのかなと思うところがあります。どこにも行けない、何もできない、食事にも皆さん行けない、不要不急の外出を控える、これは一体いつまでなのでしょう。私はいつもコロナに関しては絶対に負けられない闘いといろいろなところで言うておりますが、しかし、何らかの相手と闘うときは、敵がいつも正面や周りにはいるのに、コロナに関しては気がついたら勝手に闘いが始まっていたり、敵が全く見えない、そしておまけに終わりが全く見えない、そんな状況です。ただただ我慢というストレスを与えられる、本当に厄介なものだと思います。

でも、ここ最近ではまんのう町はワクチン接種も始まり、少しは変わるのではないかと期待しております。

また、皆さんも御存じのように、今年は非常に梅雨入りが早かったですね。70年前の1951年の統計開始以来、四国や近畿で最も早い梅雨入りだそうです。梅雨の時期ですから、なぜかどんよりするところも関係しているのかと思います。

今回は最近起きたことと、これからのお願いを込めて一般質問を始めたいと思います。
では、気持ちを切り替えて一般質問に入りたいと思います。

今回の質問は2問、まず一つ、ワクチン接種のやり方と今後の動向は。二つ目が、第2弾まんのう町40%のプレミアム商品券発行事業の啓発活動と発行予定はとなっております。

最初の1問目の質問に入ります。

①65歳以上の方のワクチン接種のやり方と結果をどうお考えか御答弁いただきたいと
思います。①だけの御答弁でお願いいたしたいと思います。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木崇容議員の、ワクチン接種のやり方と今後の動向はということの御
質問にお答えいたします。

その中でまず一番、今回、65歳以上の方のワクチン接種のやり方と結果をどうお考え
になるかという御質問にお答えいたします。

高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、3月29日に65歳以上
の方全員に接種券を発送しました。高齢者という中には基礎疾患のある方が優先されない
ことや、年齢にかかわらず生活様式や行動範囲は一人一人異なり、感染のリスクは一定で
はないこと等の理由から年齢を区切ることは困難であり、また、町内医療機関の御協力
の下、集団接種から始めて個別接種へと移行するという接種体制も確立されていたことなど
総体的に考慮し、国の示す原則に従いまして65歳以上の方全てに接種券を発送し、接種
の機会を得ていただくことにいたしました。

しかしながら、集団接種1回目、4月5日の予約では一斉に予約が殺到し、電話がつな
がりにくくなる状況となり、回線の増設等対策を講じるとともに、後に始まる個別接種の
案内をお知らせする中、5月6日、2回目の予約時にも電話の混乱は生じ、同じ日を予約
開始日としていた自治体も多く、報道でもありましたように、電話及びインターネット予
約に想定を上回るアクセスが集中したことでつながりにくい状況となり、多くの方々に御
迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

度重なる混乱に対し、皆様から寄せられました御意見に少しでもお答えしたく、自ら予
約を取る手間を省き、予約時の混乱を防ぐため、「ワクチンいつでもどこでも接種」登録
を開始いたしました。町が接種日や医療機関を御案内することで、予約枠の調整やワクチ
ンの廃棄を防ぐこともできます。総数1,000件を超える申込みをいただいたところで
ございます。現在、情報を精査し、順次、御案内に取りかかっているところでございま
す。たくさんの方に御協力をいただきまして、本当にありがとうございました。

3回目となる5月24日からの予約におきましては、予約システムの改善等対策を講じ、
また、ようやく接種を希望する高齢者数のワクチンが分配され始めたことを受け、十分な
予約枠を準備することができました。予約初日は電話が混雑しましたが、2日目からは落
ち着きが見え始め、現在は朝や昼休み等一時的に混み合う程度となっております。

以上のことから、ワクチンの分配量が限られた中でのスタートではありましたが、少しでも早く、少ない人数からでも接種を始めることで安心していただきたく取り組んでまいりました。

今後も医療機関をはじめ、関係機関の御協力を得ながら、迅速かつ安全な接種が実施できるよう引き続き尽力してまいります。

なお、予約方法や接種対象者を検討する点におきましては課題が多い反面、町独自の工夫ができるものと考えております。反省すべきところは猛省し、次の接種順位になる過程におきまして、感染状況や接種の進捗状況を見極めながら、地域の実情に応じた御案内ができるよう鋭意検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。もう既に1回目と2回目の集団接種予約は終わってしまったことですが、また来年もまんのう町でワクチン接種を行う仮定として発言させていただきます。

まんのう町は何事も慎重になさるのに、なぜかこのワクチン接種の予約に関しては、しっかりとよく考えてから出した結果には思えませんでした。

そこで、お聞きします。執行部内で数の足りないワクチンに対して接種券の配布を今やるべきか、それとも、ワクチンの数の確保ができてからの配布にするのか、また、高齢者の方から接種をするとか、いろいろな協議や議論はしましたか、お聞きします。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀君。

○國廣健康増進課長 鈴木議員さんの御質問にお答えします。

接種券を配るにつきましては、先ほど答弁にもありましたように、少量ではありましたが、少しでも早くお届けしたいということで、あと関係機関、医療機関でどれだけ実施が可能かという御意見も伺いながら検討してまいりました。

ただ、本当にぎりぎりまでワクチンの分配量が定まらない中での検討でしたので、十分に検討ができたかといえば、初めてのことでしたので、至らない点もあったかとは思いますが、そこで先ほども言ったような区切ることというところが判断は難しいという結論で発送いたしました。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 分かりました。では、続けます。

1回目の4月5日のワクチン予約に関しては、65歳以上の対象者が7,000余りに対して500人分のワクチン、これをネットや電話で住民の方が取り合う。それは電話もパンクしますし、予約が取れない方がほとんどですから、批判や御指摘も来ます。これはやる前から分かっていたことだと思います。私も担当課長には電話がパンクしますよと言ったと思います。案の定、電話が繋がらない、予約が取れない、電話がやっとながったかと思えば、もう終わりました、次の機会はいついつですと。それは住民の方は非常に腹も立ちます。そんな方が物すごく激怒されていました。中には、多い方は100回以上

電話をかけたと言っていた方もおられました。そして、その結果、いろいろなところに迷惑がかかり、負の連鎖をもたらしてしまいました。私の携帯にも20件近くの住民の方からお叱りの電話をいただきました。

そこで、お聞きします。1回目の4月5日のワクチン予約の結果を見て、2回目、5月6日の接種予約を改善しようとは考えなかったのですか。これは終わったことですが、何もしなかったら次につながらないのでお聞きします。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀君。

○國廣健康増進課長 鈴木議員さんの御質問にお答えします。

5月6日の2回目の予約に当たりましては、それまで4回線であった電話を回線を増やす、2回線ではございますが、6回線にすること、あとインターネットの環境を改善すること等を講じて臨みました。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。そうですね。今から私も言おうとしていましたが、5月6日の2回目のワクチン接種予約も、私はこのままでは同じ繰り返しとしてしまうと思ひ、教育民生常任委員会を急遽開催していただき、1回目のやり方とは違うやり方でしてくれないかとお願ひはしましたが、やはりそのやり方は変わらず、先ほど課長が言われました、電話の回線が4回線から6回線になる、また、電話のガイダンスが流れるというものでした。そのとき私は言いました。これは電話の数の問題じゃないんですと。ワクチンの数の問題ですと。結局変わらず、5月6日も1回目と同じ結果となってしまいました。

でも、ただ3回目の5月24日の予約に関しては、これはたまたま十分な予約枠、3,000人以上のワクチンの確保ができたから、すごく怒られていた住民の方も反発を抑えることができたんだと思います。もしワクチンの確保ができていなかったら、これはまた何度も同じ混乱を招いていたかもしれません。ただ、時期とワクチン確保の運がよかっただけだと思います。実際は何の改善もできていなかったからです。

そこで、お聞きします。この5月、6月に最初のワクチン接種が終わった方は、今のコロナ感染が終息していなければ、来年の今頃には中和抗体、体の中の抗体がそろそろなくなる頃です。さらなるワクチン接種を考えなければなりません。もちろんこれは国の方針や国の考え、医者のお考えがあると思います。でも、もし3回目、4回目のワクチン接種をやるなら、まんのう町はどうお考えか、ワクチン接種予約のやり方を変えていただけのかお聞きします。このやり方を変えるというのは、例えば今は一人一人に1通ずつの接種券を発送しています。65歳以上の方で7,000人余り、64歳以下から、先ほど町長も言われましたが、接種年齢が下げられて12歳となりましたので、64歳以下から12歳までの方が9,650人余り、合計しますと1万6,650人分等の費用がかかるわけでありまして。でも、これを家一軒一軒に送れば、まんのう町では7,500軒余り、つまり7,500通くらいで済みます。費用の削減にもつながると思います。一家族一家族で

ワクチン接種をしていただいたら、家族内感染も防げます。現在、よく感染経路で聞くのが、家族の中の誰かが感染した場合、やはり家族内感染が多いです。そういったことも防げるので、していただきたいなと思いますが、どうお考えかお聞きします。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀君。

○國廣健康増進課長 鈴木議員さんの御質問にお答えします。

今のワクチン接種が一通り終えてから後にまた同じような機会があったときのケースのことで、そのときに今のままの状況であるのか、季節性のインフルエンザの予防接種と同じような扱いになるのか、そこはちょっと判断しかねるところではございますが、先ほどから予約方法なども含めまして、今回はインターネットとか電話、その状況であるとか、ワクチンどこでもいつでも登録など手を施してきましたけども、一番は皆様から寄せられたお声とか、町独自の健康事業の取組方などをいろいろ反省なりするような点がございました。ですので、今後、そういうことがありましたら、鈴木議員さんもおっしゃいましたように、家庭を一つの単位として捉えるのも経費削減には十分効果があると思いますので、それも含めまして、地域の特性に合ったやり方を検討してまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。先ほど町長の答弁の中にも、町独自の工夫ができるものと考えていると言っていたので、そのとき状況に応じて判断していただき、工夫していただきたいと思います。

では、②コールセンター予約とSNSによる予約との比率をお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、コールセンター予約とSNSによる予約との比率についてお答えいたします。

集団接種の予約では、1回目の435人分及び2回目の240人分ともに、コールセンターでの電話予約とインターネット予約の比率は1対2程度、もしくはそれ以上の大差でインターネット予約が多い状態となりました。

また、個別接種の予約におきましては、6月1日現在、総数3,429人で、コールセンター予約が1,674人、インターネット予約が1,755人であり、インターネット予約のほうが僅かに上回っておるところでございますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。比率が1対2と、今、答弁でおっしゃられました。これはあくまでもつながった結果であります。やはり電話が繋がらなかった人の数は入っていないということですね。そう考えると、やはり何千人の方が、高齢者のお子さん、お孫さんらが電話でかけていると思います。すごい比率になるのではないかと、そこをアクセス数で考えれば、すごい数になると私は思います。

委員会のほうでも電話の予約とSNSのネット予約を半々にしたらどうかというところ

もありましたが、それは、結局、どちらかがいっぱいになれば、その方がまた電話をするということなので、結果は変わらないという判断を私はしました。ですから、まんのう町にはやはりまんのう町に合った高齢者の方にいい施策のようなことをしていただけたらありがたいなと思います。

そして、ここで少しコールセンターのことについてお聞きします。このコールセンター予約受付の曜日が変わるとお聞きしましたが、もう変わっているのか、いつ変わるのか、また、どう変わるのかを教えていただきたいと思います。この放送を聞いている方もおりますので、分かりやすくお願いいたします。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀君。

○國廣健康増進課長 鈴木議員さんの御質問にお答えします。

コールセンターのほうは当初から月曜日から金曜日、土曜日お休みで、日曜日も含めて8時45分から午後6時まで開業しておりました。土曜日と祝日がお休みという扱いでしたが、6月からは個別接種が始まります。町内の医療機関で接種をしていただくということで、急なキャンセルとか、町が一緒に対応を連携していかなければならない点も多いと想定されますので、6月からは土曜日を開けます。なので月曜日から土曜日の時間は一緒です。8時45分から午後6時、日曜日と祝日はお休みとさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。よく分かりました。

では、③抗原検査キットを町で買い、幾分か蓄える考えはあるのかお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の3番目の質問、抗原検査キットを町で買い、幾分か蓄える考えはあるのかについてのお答えをいたします。

現在、家庭での感染が全国的に広がっており、10代の子供たちも学校で感染し、その家族も感染するという事例が発生しております。

このような状況の中で、鈴木議員御指摘のように、抗原検査キットを町で買い上げ、蓄えておくことは有効な施策であると認識いたしております。

しかしながら、抗原検査キットですが、その場で30分程度で分かる唾液による簡易キットの抗原検査、いわゆる抗原定性検査は、厚労省も無症状者には推奨していないことから、三豊市は四国中検などの専門的な機関で検査をする抗原定量検査を実施いたしております。まんのう町とても、簡易抗原検査キットの購入は現在のところ考えておらず、実施するといいたしましても、三豊市のような厚労省の推奨する抗原定量検査を実施するのが適切ではないかと考えております。

本町には町立の診療所はありますが、三豊市のような大きな市立病院がないため、安全で効率的な検査キットの受領場所の検討など様々な課題がございます。

今後、抗原検査の有効性などを検証し、導入するかどうか、感染状況に注視しながら鋭

意検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。この抗原検査キットですが、これは簡単に言うと、コロナ陽性者が出た家族や接触者にPCR検査をする前に抗原検査キットを渡し、先に検査をしてもらう、これは気持ちの問題という点もあります。

また、県外にどうしても仕事で出られた方、どうしても心配な方が使用していただくとか、ほかには、災害時、避難所に幾つか抗原検査キットを備蓄していただきたい、そういったことがあるためです。

先ほど答弁の中に厚生労働省が無症状者には推奨していない、また、簡易検査キットの購入は考えていない、厚生労働省が推奨する定量検査が適正と言われましたが、町長、なぜ簡易キットの抗原検査が厚生労働省は無症状者に推奨していないと思いますか。これは無症状者に対する簡易キット定性検査はPCR検査と比較して感度が低下する可能性があるため、確定診断に用いることができないから推奨していないということなんです。確かに抗原検査には2種類あります。抗原定性検査、抗原定量検査です。簡単に簡易キットとか抗原検査キットは定性検査ですが、先ほど言われました三豊市で行っているのがしっかりとした専門的などところで検査したり、病院でしっかり検査するのが定量検査、これは分かりました。

私が言いたいのは、確定診断には今までどおりのPCR検査でいいと思います。これはこうしていただかないといけません。それと、感度が低下する可能性というのは、これ簡単に言えば、網の目が大きいか小さいかという問題なんです。網の目が小さいのがPCR検査、少し網の目が大きいのが抗原検査キット、そういうことだと思うんです。でも網の目が少し大きいからといって、引っかかる人は検査に引っかかるんです。大事なのは、感染していなかったら反応はしないんです。でも、限りなく陽性に近い、ぎりぎりのところまでは反応が出るらしいんです。要するに安心感、人の気持ちなんです。

それに、この簡易キット、抗原検査キットは精度も日に日に向上しています。いろいろな薬品会社が出しているキットがたくさんあります。中でも鼻腔スワブといって鼻の奥から取る簡易キットは的確性もあるそうです。それに物自体もそんなに高いものではないんです。まとめて購入すれば、1個が1,760円、これぐらいで買えます。せめて避難所とかには置いてほしいと私は思います。

そこで、お聞きします。避難所とかに改めて購入して置いていただけのお考えはないのですか、お聞きします。

○大西樹議長 総務課長、萩岡一志君。

○萩岡総務課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

先ほど申しました抗原検査定性検査につきましては、厚労省が示します指針によりますと、無症状者に対し医師が検査を必要と判断して検査を実施する場合は、やっぱりPCR検査を優先されて、あるいは定量検査を行うこととし、定性検査につきましては、無症状

者に対する確定診断のために使用することは推奨されないとなっております。

ただ、鈴木議員がおっしゃいますように、避難所にそういったキットを置くということも考えられますけども、今、報道と情報等によりますと、PCR検査でも安価なものが開発されとるようです。それにつきましては、PCR検査キットというのがありますので、それを各家庭に配って、その結果は指定された検査機関に送って、その結果がまた検査機関から戻ってくるような、そういうような機関もありますので、そういったものも含めまして、今後、検討したいと思っております。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。今の御答弁を聞き、購入は全くしないという考えではないということが分かったので、少しよかったと思います。

やはりPCR検査を受ける前の不安感とか、受けた後の結果を待たされる不安感、その間に少しでもこういうキットで、総務課長がおっしゃられましたPCR検査キットをもし購入していただけるのであれば、抗原検査キットよりも性能が高いですから、そちらのほうがありがたいです。もしそういうキットを購入していただけるのであれば、多少の解消ができると思うんです、不安という闘いの中から。これをまたお願いしたいと思っております。

また、こういうことはやはり抗原検査キットとかPCR検査のキット、これは三豊市なんかは非常に進んでやっておられます。こういった施策をまんのう町も取り入れていただきたいなと思っておりますので、今後、検討のほうをよろしくお願い申し上げます。

では、④のほうに行きます。64歳以下のワクチン接種は、まんのう町では何歳から接種するのかお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員さんの4番目の質問にお答えいたします。

64歳以下のワクチン接種はまんのう町では何歳から接種するののかとの御質問にお答えいたします。

64歳以下のワクチン接種につきましては、まず、基礎疾患のある方、高齢者施設等の従事者、60歳から64歳の方を優先することとされております。

国の示す算定方法によりますと、まんのう町の場合、基礎疾患のある方は約1,500人、高齢者施設等の従事者は約300人とされ、60歳から64歳が約1,300人で、合計約3,100人となります。

今後は、まず、基礎疾患のある方につきまして、町では全容を把握できないため、接種を希望する方に申込みをいただき、接種券が届きましたら、予約をして接種を受けていただくこととします。申込み方法は近日中に行政放送、町ホームページ、医療機関などを通じてお知らせいたします。

また、高齢者施設の従事者は施設内のクラスター対策推進のため、特例として高齢者と同じタイミングで接種を進めておりますので、それ以外の一定の介護従事者等も可能な限り同じ時期となるよう取り組んでまいります。

そして、6月末までに60歳から64歳の方へと、時期をずらしながら接種券を送りたく思います。

一方、5月21日にモデルナ社製のワクチンが正式に承認され、国ではまず大規模接種施設で用いた後に、職域での接種へ利用範囲を拡大するとされています。

先日、ファイザー社製のワクチンにつきまして、対象年齢と解凍後の冷蔵保存が可能な期間が改定されました。本町におきましても、ファイザー社製ワクチンの副反応を考慮し、16歳以上の学生への接種を夏休み中に実施するのも有効な一案として捉えておりますが、対象が12歳以上と広がったことで、職域接種と同様に、生徒らを対象とした接種をどのような方針で進めるのか、今後、具体化されていく段階にあると考えております。

また、先日、全国知事会が開催され、64歳以下の方への接種について早急に方針を示すよう国への要望事項にもなっておりますことから、国の動向に注視するとともに、関係機関の御意見もお伺いしながら、本町の接種順位の優先性等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。最近、よく高校生のコロナ患者が出ていますが、近隣の高校が何校も休校、学年休校になっております。私自身の考えは、今の時点で最少年齢は12歳ですので、12歳からのワクチン接種をしていただきたいのですが、そういう思いであります。やはり若い世代の方で、20代、30代の方は非常に活発で、起きている時間も長く、かつ、行動範囲も広く、それにイコールコロナ感染の確率やリスクが高いとも言えると思います。そういった若い世代の方に早くワクチン接種をしてもらい、自身の体の中に中和抗体を持っていただくというのは私の考えであります。ワクチンを一人一人がしっかりと打ってもらうというのは、一人一人の使命として考えていかなければならないのかなと思っております。状況において、まんのう町でもまんのう町モデルで対応していただきたいと思っております。

そこで、お聞きします。今、まんのう町で65歳以上の方のワクチン接種を行っていますが、65歳以上の方の中には、ほぼほぼ無症状患者の方はおられないと思っております。でも、これからワクチン接種を行おうとしている64歳以下の方の中には、若ければ若いほど、無症状患者が隠れていると思っております。その無症状患者、無症状感染者にワクチン接種をしても大丈夫なのかお聞きします。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀君。

○國廣健康増進課長 鈴木議員さんの御質問にお答えします。

無症状者であるかどうかというのが判断はその場ではしかねることだと思っております。基本的には接種券が届いた方が会場に、もしくは医療機関にいらっしゃって、予診票に記載されている内容を基に、また、かかりつけ医に相談されておる場合は、その結果を基に、最終的には予診を行った医師がサインをして、本人の同意の下、接種されるという流れが基本であると思っておりますので、その基本的な流れでお答えに代えさせていただきます。

と思います。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。何が聞きたかったかといいますと、もし無症状患者に対してワクチン接種をして駄目だというのであれば、もちろん1本が無駄になります。でも無症状ですから、ワクチンを体に入れることによって発症し、高熱が出るという可能性もあると考えて、先ほど言いました抗原検査などで30分程度で分かる検査をして、限りなく数値がぎりぎりまで上がるような方には御遠慮いただいたらどうなのかと思ひまして、今の質問をいたしました。検温などで体温が高いときとかは遠慮していただくということで捉えておきます。

まだ64歳以下のワクチン接種は始まっていませんが、こちらの方のほうの人数がやはり多いです。違った問題がこれから絶対に出てくると思ひます。よく言われているのが、若ければ若い方の接種をすれば、副反応がよく出ると。これは間違いなく言われていますので、その都度、しっかりと対処していただきたいと思ひます。

では、一つ目の質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

ここで、休憩を取ります。議場の時計で50分まで。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時50分

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

1番、鈴木崇容君、続いて2番目の質問を許可します。

○鈴木崇容議員 二つ目の質問、第2弾まんのう町40%プレミアム商品券発行事業の啓発活動と発行の予定はについてお聞きします。

もう既に申込期間に入っている40%プレミアム商品券発行事業ですが、改めて啓発を兼ねてお聞きします。五つほどお聞きします。

申込期限はいつまでか。

二つ目、申込数がお一人様何セットまでか。何歳からが対象か。

三つ目、引換書はいつ頃までに各家に返信が届くのか。

四つ目、お金と商品券の引換え購入期間はいつ頃か。

五つ目、商品券の使用期限はいつまでかについてお聞きします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 鈴木議員の、第2弾まんのう町40%プレミアム商品券発行事業の啓発活動と発行予定はの御質問にお答えいたします。

国の緊急事態宣言の再度の発出や県内における新型コロナウイルス感染症が感染拡大したことから、5月8日に県独自の香川県コロナ非常事態宣言を発令するとともに、5月9日から対処方針の対策期、最高レベルの緊急事態対策期に移行され、県民に対して不要不

急の外出自粛が求められるなど、新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響により消費が低迷し、売上げが減少していることから、プレミアム40%付きのプレミアム商品券を発行し、町内事業者を支援してまいります。

プレミアム商品券について御説明いたします。

販売価格は1セットを1万円で販売し、1万4,000円分の商品券と交換いたします。購入限度額は昨年度の2倍のお一人様4セット(4万円)までとしております。

次に、申込対象者は令和3年4月1日現在でまんのう町に住民票のある18歳以上の方としております。18歳未満の方には子育て保護者応援給付金を児童お一人につき3万円を直接給付するため、申込対象者から除外いたしております。

発行額は2万8,000セットの2億8,000万円としておりますので、発行額を上回る申込みがあった場合には抽選させていただきます。

次に、申込方法と申込期限については、広報6月号に「まんのう町プレミアム付商品券」チラシを折り込みで配布いたしておりますので、チラシについております申込はがきに必要事項を記入し、切り取った上で、申込期限の6月15日火曜日までに郵送にて申し込みください。

販売につきましては、まんのう町から送付された引換書と購入額の現金をお持ちになり、7月31日から8月2日の3日間で、指定した日時、場所で引換えしてください。

商品券の使用期間は、引換えした日から令和4年1月31日までの6か月間といたしております。

今回から商品券を1,000円券のみでなく500円券を追加し、1セット500円券を8枚と1,000円券を10枚とし、商品券1枚1枚がばらばらではなくとじたものにし、ミシン目で切り取るようにしています。500円券を追加したことにより、1回の購入額が少額であっても使用できるようにしています。

広報、音声告知、町のホームページや連合自治会長会、また、町有施設などで周知してまいりたいと思います。皆さんで町内事業者を応援していただければと思いますので、商品券の利用をお願いいたします。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。よく分かりました。

あと三つほど御質問いたします。

まず、皆さんの各家庭にお配りいただきましたこのA3のはがきがついている、ひまわりちゃんが載っているプレミアム商品券のこの広告ですが、非常にインパクトがあって、分かりやすくよかったです。でも、御指摘を受けたところが一点ありました。対象者のところが分かりづらいと。年齢が18歳以上の方は全てだと勘違いしてしまうと言われました。よく読んでみると、令和3年4月1日付で18歳の方というのは分かりませんが、18歳以上の方となっているので、今でも18歳の方がいけるのかと勘違いされたいです。

それともう一つは、販売予定数ですが、せっかくこの事業をやるのに、抽せんになれば、買いたいのに買えない人が出る、これはちょっと残念な結果です。新型コロナウイルス感染症経済対策事業として国からのお金が出ているのにもかかわらず、なぜかこちら側が歯止めをかけるようなことになってしまう。そのあたりをどうお考えかと。

それと、前回、30%プレミアム商品券販売実績が43%だったのですが、なぜ売行きが伸びなかったのか。それと、今回の40%プレミアム商品券の売行きの目標と、さらなる町内活性化をどのように考えているか、工夫しているかをお聞きします。担当課長で構いませんので、御答弁をお願いします。

○大西樹議長 地域振興課長、松下信重君。

○松下地域振興課長 鈴木議員の御質問にお答えします。

昨年度、プレミアム30%商品券を発行したわけですが、約43%の結果というふうになりました。住民全員ということを対象にしておりました。

今回、約2億8,000万円ということで発行いたします。昨年が43%ということで、それを踏まえて、今年は18歳以上の方ということで、まんのう町の住民が約1万5,000人ぐらいかなと。その中で約半数ぐらいの方に商品券をとということで、昨年43%から計算して、今回、この2億8,000万円、これはあくまでも一人が上限の4セットを買った場合ということでは考えてございます。中には2セットの方もおられると思いますということで、そのパーセンテージからこの2億8,000万円という数字を出しております。申込みが多かった場合には抽せんになって当たらない方もおられるかと思いますが、御理解をいただけたらというふうには思っております。

それと、目標でございます。今のところ、私のほうで思っているのは、この2億8,000万円、せっかくこの事業をやっておりますので、私の目標といたしましては、完売というふうなことを考えてございます。

○大西樹議長 1番、鈴木崇容君。

○鈴木崇容議員 ありがとうございます。昨年の43%の販売実績からの計算をされての実績というか、数字だとは思っていました。活性化を考えて、まんのう町で皆さんが買っていただいて、活性化をしていただきたいと思います。

今日、一般質問をした二つの内容は、これは新型コロナウイルスによって、今、行っていることです。本来ならばやらなくていい施策、しなくてもいいことなのかもしれません。誰もが初めての中で、手探り、周りの様子を見ながらやっています。もちろんつまずくときもあります。でも、同じことをつまずかないように、執行部と議員とでしっかりと精査して、いい施策を住民の皆さんに届けていきたいと思っております。

住民の皆さんには、次なる施策に期待していただき、今回、6月議会の私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございます。

○大西樹議長 以上で、1番、鈴木崇容君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可します。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長のお許しをいただきましたので、12番、松下が一般質問をさせていただきます。

7月23日には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるようになっております。ちょうど50日余りとなりましたが、今、全国で9都道府県におきまして緊急事態宣言が6月20日まで発令されております。そしてまた、都市圏において、最近になって大規模な集団接種が行われております。そういう中でありますが、ワクチン接種もかなりの数を目標にしてはおりますが、まさに正念場でないかと思われまます。

それでは、通告に基づきまして2点ほど、新型コロナウイルスについてと、それから、プレミアム商品券発行事業についてをお伺いいたします。

まず、新型コロナワクチン接種の今後については、5月24日からコールセンターで受付とありますが、住民には分かりやすい説明が必要かと思われまます。と申しますのも、第1回目が4月12日であり、第2回目が5月6日の予約についてであります。先ほど来、言われておりますように、コールセンターにおきまして、電話、インターネット、タブレット等におきまして非常につながりにくく、中には、私が聞いたところでは、50回余りもかけましたが、なかなかつながらなくて、やっとつながったときには終了してはおりますということで、かなりお叱りを受けたところであります。

5月24日より、町内医療機関で個別接種の予約が開始されてはおります。その後も継続して予約ができることを知らない方もおられるのでないかと思われまます。ワクチンいつでもどこでも接種という登録票により、接種期間は6月8日から7月31日までとなっておりますが、通知が来るまでの間、ある程度、混乱が予想されるところであります。と申しますのも、やはり第1回、2回の中においては、キャンセルされた人もおるところでありますけれども、この中で、6月8日から31日と言われてはおりますけれども、期間はその中でされておるんでありますけれども、5月31日までに投函をしなければならないということがあります。その中で、ワクチンの接種登録票は5月末までに投函とありますが、6月以降については、電話またはコールセンターにおいてのスマホ等になるんではないかと思われまます。そこら辺がなかなか理解がしにくいところではないかと思われまます。見解をお知らせしていただいたらと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、新型コロナワクチン接種の今後について、5月24日からコールセンターで受付とあるが、住民に分かりやすい説明が必要だと思われまますとの質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、国より本年2月16日付指示以降、ワクチンの分配量とその時期に関する情報がなかなか示されない状況が続いてはりましたが、5月に入り、ようやく接種を希望する高齢者の方全員に相当するワクチンが確保され、5月24日より町内医療機関で行う個別接種の予約を開始してはおります。6月1日現在で

3, 429人受け付けております。

周知方法といたしましては、随時、広報、行政告知放送、ホームページによるお知らせに加え、各公民館、農改センター等の公有施設や商工会などにおきましても、掲示物を通してお知らせしております。

今後も、より一層、周知徹底に努めるとともに、高齢者に身近な存在である民生委員の方々などにも機会を捉えてお知らせしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 第1回、第2回の中におかれましては、1回以上接種された方もかなりの人数がおるかと思われま。そういう中で、キャンセルされた方も何人かはいたかと思われま。ワクチンが無駄なく使用されたようでありま。自治体によれば、取扱いの不備等により廃棄された、そういう自治体もあったと伺っております。そしてまた、ワクチンの有効は接種して6か月から8か月とも言われておりますが、その場合、インフルエンザの予防接種と同様、町内の医院またはかかりつけ医等から申込みができないものか。と申しま。やはりお年寄りの方であれば、電話の聞き取りにくい方等がおられますが、将来、コールセンター一本でいくものか、次回については、そういうことも考えられるのか、お伺いいたします。

○大西樹議長 健康増進課長、國廣美紀君。

○國廣健康増進課長 松下議員さんの質問にお答えしま。

予約の方法は今後もコールセンターで受け付けるやり方を継続いたします。やはり個別医療機関ですと、報道にもほかの自治体の状態が流されておりますが、個別の医療機関への負担が大きいというところで、朝から晩まで電話対応というのも、今の業務にまだ上乘せとなってしま。予約に関しま。コールセンター一本ということで調整をさせていただきたいと思。御理解いただきたいと思。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 今、課長さんの答弁では、コールセンター一本ということでありま。高齢者の方々にとりまして、私も含めてではありま。やはり電話の聞き取りにくい方とかいろいろありま。将来的に検討できるのであれば、お願いしておきたいと思。

ワクチンは、現在、アメリカ、イギリス、ドイツ、中国、ロシア、インドとか6か国のみでありますけれど、医薬品、医療関係の先進国と思われてお。日本、そしてまた、スイス、フランスなどは、まだワクチンの完成に至っておりま。国においては、最近、やっとな産のワクチンを本腰を入れなければならないと表明してありますが、あまりにも遅過ぎた感があります。国産ワクチンの開発、生産は国民の健康はもとより、危機管理に極めて重要なものであるかと思。研究、開発に配分するという国の方針でありますけれど、一日も早い国産ワクチンの完成が望まれるところであります。

現在、高齢者の接種は16歳以上、64歳までとありましたが、最近に12歳以上というように国のほうもいろいろと変わってまいっております。終息までには数年間かかろうかと思われま。

そこで、町長にお伺いたします。PCR検査検査においては、特定給付のときにも提案させていただきましたが、早期発見により、蔓延防止等のために、希望者に無料で検査を行えるようにできないものか、町長にお伺いたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの、PCR検査については、特定給付のときにも提案いたしました。蔓延防止のため、希望者に無料で検査が行えるようにしてはどうかとの御質問にお答えいたします。

初めに、全国的にまだまだウイルス感染が終息することなく続く中、松下議員御指摘のように、希望する無症状者に対しPCR検査を実施した際、補助をしている千葉県松戸市のような団体もございます。

現在、香川県では、介護施設等従事者及び飲食店従業員を対象に、一斉PCR検査を県が全額負担して実施いたしております。

まんのう町におきましては、常包議員、鈴木議員にもお答えしましたとおり、PCR検査に対する補助金の交付や簡易抗原検査キットの購入は現在のところ考えておらず、実施するをいたしましても、三豊市のような厚労省が推奨しております専門的な機関で検査をする抗原定量検査を実施するほうが適切ではないかと考えております。

しかしながら、まんのう町には町立の診療所はありますが、三豊市のような大きな市立病院がないため、安全で効率的な検査キットの受領場所の検討など様々な課題がございます。

今後、抗原検査の有効性などを検証し、導入するかどうか鋭意検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 今朝ほどの新聞によりますと、三木町におきましては、町内勤務の介護施設従事者、そしてまた、医療従事者等、1,650人を対象に無料でPCR検査を行う予定であり、6月補正において2,435万円を補正に上げておるようですが、今後については、まんのう町においても十分検討していただけたらと思いますけど、再度、町長のお考えをお伺いたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

PCR検査につきましては、今後の感染状況、また、ワクチンの接種状況等々、十分状況を検討しながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお伺いたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 今、町長の答弁でありますけど、今後十分に検討していただくこと

でお願いしたらと思います。

それで1番目の質問を終わります。

○大西樹議長 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

○松下一美議員 2番目はプレミアム付商品券発行事業を問うものであります。

昨年度販売実績が約4億9,000万円ほどで、私は42%ほどと思っておりましてけど、課長の答弁では43%とありましたが、プレミアム30%にしては振るわなかったのではないかと考えております。その原因がまたどこにあるものか、後でお尋ねしたらと思います。

昨年は30%でありましたが、売り出された実際には2億715万5,000円と43%ぐらいであったかと思われまます。当初、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している住民や売上げが激減している事業者、町内には565社ほどありますが、生活支援の安定と町内消費の喚起による事業者への支援が目的でなかったかと思われまます。

そういう中で、今回は1セット、先ほど来、説明を受けておりますが、1万円のプレミアム分40%を含み、1万4,000円の商品券で、2万8,000セット、2億8,000万円ほどが発行予定であり、1,000円券を10枚、500円券8枚と、使いやすいような方法にされているようであります。

2億8,000万円とプレミアムの1億1,200万円を入れますと、総額で3億9,200万円ほどになるかと思っております。一人4セットまで、先ほどの説明にもありましたが、売り出されるようでありますけど、目的である住民への生活支援、町内商工業者への活性化支援という完売を目指すべきかと思われまますが、町長の見解を求めまます。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの質問にお答えいたします。

昨年度は販売実績が約42%と、プレミアム30%にしては振るわなかったが、どこに原因があったのかの御質問にお答えいたします。

昨年度実施したプレミアム30%付きのプレミアム商品券発行事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年7月1日から7月15日の期間で申込受付をいたしました。申込みが低調であったことから、7月28日まで受付を延長いたしました。

申込対象者を全住民として、購入限度をお一人2セット、2万円までとして実施いたしました。申込みは約44%の結果となりました。

商品券の使用開始が8月末からとなり、お中元の時期を過ぎたことや、1,000円券のみであったことから、少額での購入時に使用できないこと、また、商品券をどこの販売店で使用できるかなど、周知不足が原因であったと思われまます。

今回実施するプレミアム40%付きプレミアム商品券発行事業につきましては、改善を行い実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 町長、今、答弁をいただきましたんでありますけど、これは前回の30%にしても、今の実施が全くないような状態の中で、0.02%というようにときにおきましては30%、そしてまた、今回の40%のプレミアムということでもありますので、できるだけ住民の生活支援、町内商工業者の活性化という点から、できれば完売を目指すべきかと思われます。なかなかいろいろと難しいところはありますけど、補助金の絡みもありまして、期間も6か月とありますが、それは昨年でも同じ6か月ぐらいでなかったかと思われます。期間が短い中ではありますが、やはり町としても告知放送をはじめ、いろんな場面でPRするべきでないかと思っております。そういう点を今後の糧にさせていただいたらと思っておりますが、その点をよろしく願いしたらと思っております。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど鈴木議員の質問にも答弁いたしましたけど、500円の商品券を追加し、1セットを1万円で販売し、500円券を8枚と1,000円券を10枚にした1万4,000円分の商品券を1セットといたしました。現在、申込みの受付を開始しており、商品券の販売時期を7月31日から8月2日としておりますので、お中元の前といたしております。

また、チラシに商品券の利用可能な販売店を地区ごとに表記するなど改善を行いました。広報、音声告知、町のホームページや連合自治会長会、また、公民館をはじめ、町有施設などで周知してまいりたいと思っております。

プレミアム商品券を発行し、町内消費の喚起を行い、住民皆さんで町内事業者を応援していただければと思っておりますので、商品券の御利用を重ねてお願いいたします。

○大西樹議長 12番、松下一美君。

○松下一美議員 町長の答弁いただきましたんですけど、これは6月1日から6月15日までの申込みでありまして、引換えが7月31日から8月2日までと、期間は短いところではありますが、それなりに住民の方々も関心を持たれておると思っております。

今後につきましては、このプレミアム商品券がぜひ完売に近い数字を示していただきますよう、担当課をはじめ、町皆さんにお願いして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

○大西樹議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時24分

(三好勝利議員退室 午後3時24分)

○大西樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

6番、川西米希子君、質問を許可します。

○川西米希子議員 川西でございます。本日の一般質問は私が5番目であり、最後です。皆様、また、ふれあい放送をお聞きの皆様も、もう少しの間、お耳を傾けていただければと思います。お願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、ただいまより私の一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回は手話言語条例・障害者コミュニケーション条例の制定を求め、お尋ねいたします。御存じのように、手話とは言葉を音ではなく手で表したものです。耳が聞こえない、聞こえづらい人が自分の意思を他人に伝えるために、手の動きや顔の表情によって表現する言語を手話と呼びます。音声言語の代わりに手を使ってコミュニケーションを行う方法であり、手話を言語として暮らす方々にとっては、生活から切り離すことのできないとても大切なものです。 (三好勝利議員入室 午後3時26分)

手話には明治時代から平成になるまでの長い年月、言語として認められず、使用を制限されてきた歴史があります。しかし、平成23年に法律が改正され、障害者基本法第3条第3号において、全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択の機会の拡大が図られることと明記されました。これにより、手話は一つの言語として認められたものとなっております。

現在、手話を言語として認め、手話の普及と利用促進を目指す手話言語条例に加えて、情報、コミュニケーション支援が必要な障害者の情報保障やコミュニケーション推進を目指すコミュニケーション条例の制定を行う自治体が増えてきています。香川県内では高松市、さぬき市、観音寺市、三豊市、丸亀市の5市が既に制定されております。

観音寺市では、障害のある人の個人個人の障害の特性に応じたコミュニケーションの作法は音声言語、手話、点字、音声など様々ですが、そのコミュニケーションが円滑に取れるような環境の整備を図り、障害のある人もない人も地域で安心して生活ができる社会を実現することがこの条例の目的です。全ての障害者のコミュニケーションについての条例ですと、このように手話言語条例、コミュニケーション条例制定の目的を明記されております。この条例制定には当事者の方も加わり、十分な協議を行った上で作り上げたとなっております。

公益社団法人香川県聴覚障害者協会では、毎年、香川県内の市町に手話言語条例の早期制定についての要望書の提出をされております。手話を言語として認めてもらうための様々な活動も意欲的にされております。

まんのう町におきましても、手話は言語であることを住民が認識し、理解を深め、手話の普及と手話を利用しやすい環境整備を行うこと、そして、聴覚障害者のみならず、全ての障害者の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進を行うことが必要ではないでしょうか。障害の有無にかかわらず、誰もが共生することのできる地域社会の実現に向けて、手話言語条例、障害者コミュニケーション条例の制定をすべきかと思っております。

そこで、お尋ねいたします。3点、お尋ねいたします。

一つ目、窓口に来られた手話をコミュニケーション手段としている方には、どのように対応されていますでしょうか。また、その他の障害で言語での対応が難しい場合は、どのような対応をするよう取り決めてありますか。

二つ目、職員の方で手話通訳者、手話ができる方はいますでしょうか。

三つ目、窓口等でのサービス向上に向けて、災害時の障害者への対応手段を目的として、また、町職員への手話講習会などの取組をされたことはありますか。

この3点についてお尋ねいたします。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、手話言語条例の制定についての御質問にお答えいたします。

まず、手話言語条例とは、手話は言語であることを明確にするとともに、手話は言語であるという認識の下、聴覚障害者と手話によって心を通わせ、お互いを尊重し、共存できる社会の実現を目指して手話の普及啓発、施策推進に努めることが目的の条例で、手話だけに限った条例でございます。

県下では高松市、さぬき市、丸亀市、観音寺市、三豊市が条例を制定しており、パンフレットの作成や手話講習会の開催、手話通訳者を職員として採用するなどを行っております。

現在、まんのう町では聴覚障害1級の方が7名、うち65歳以上が5名、2級の方が12名、うち65歳以上が8名おられます。

まんのう町に手話言語条例はありませんが、まんのう町手話通訳者派遣事業実施要綱を制定しており、手話を使える方6名が通院や免許更新時に利用されております。

役場窓口では手話通訳ができる職員はいませんので、書面での指差し説明、筆談、簡単な手話やジェスチャーを使って対応いたしておるところでございます。

また、講習会につきましては、町単独での開催が難しいため、香川県聴覚障害者協会に市町手話奉仕員養成事業を委託しており、インターネットやパンフレット、広報誌で受講者の募集を行っております。講座は週1回2時間の全22回を入門編とし、その後は週1回2時間の全25回を基礎編として実施いたしております。詳しくは協会のホームページを見ていただき、御意欲のある方はぜひ申込みいただいたらと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁いただきましてありがとうございます。窓口での対応については、それぞれの課で窓口に来られた方に合わせた親切な対応がなされていると私も認識しております。

そこで、一点お尋ねさせていただきたいと思います。

町長さんの答弁もいただきましたけれども、手話が言語と法律で認められたことについて

て、町としてはどのように受け止められていますでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの質問にお答えいたします。

手話言語条例といいますか、手話が言語として認められたと。やはり時代の流れでそういうような今の世の中になってきたのだなというふうに感じております。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。短い答弁でしたけれども、大変にしつかりとした答弁をいただきまして、今は世間が手話を認めているんだと、そういう時代になったのだと町長さんも認識をされているという、そういう受け止めにさせていただきます。御答弁ありがとうございます。

現在、インターネット上で香川県知事の新型コロナウイルスに関する情報発信時、手話通訳者が配置をされ、手話で同時に情報を伝えております。まんのう町におきましても、ホームページにて動画ニュースが配信されております。今は地域おこし協力隊の方の動画配信がされておりますので、私も度々見させていただいております。

このホームページは住民にとどまらず、広く県外からも見ることができます。動画に手話通訳や画面に文字が流れるようなことが、そのような工夫がされてもよいのではないかと考えております。町長さんの御挨拶に手話通訳がつけば、なおさら印象が深くなるのではないかと思います。

また、条例の制定にはかかわらず、町広報誌などに挨拶程度の手話を掲載することにより、手話は言語であるとの周知、広報を進めていけるのではないのでしょうか。小中学校の児童生徒、教職員への手話講習の実施などにより、障害者への子供たちの理解も深めることができるのではないのでしょうか。

ここでは3点ほど提案をさせていただきましたが、まずは手話言語条例の制定にはかかわらず、今できることに取り組むことについては、どのようにお考えでしょうか。

○大西樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの再質問にお答えいたします。

令和元年9月に提出がありました香川県聴覚障害者協会の要望につきましては、中讃圏域（丸亀市、善通寺市、多度津町、琴平町、まんのう町）で情報を共有し、連携、協議しながら進めたいと同年10月に回答いたしております。

条例の制定については調査研究中ですが、手話は英語や中国語の言語と同様に、習得までに長い時間と高いスキル、そして環境が必要でございます。手話言語条例だけを制定しても、高齢化が進むまんのう町で、町民が広く手話を使いこなせるようになるには長い道のりが予想されます。他県に目を向けると、県で条例を制定しているところもあるようです。まんのう町だけの施策では効果が薄いことから、県民に広く普及啓発が図れるよう、香川県での条例制定の要望も視野に入れて検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 ありがとうございます。御答弁いただきましたけれども、私が先ほどお尋ねしたのは、まず、手話言語条例の制定にはかかわらず、今できることに取り組んでみてはいかがでしょうかという質問をさせていただきましたので、もう一度、お尋ねいたします。この点について、どのようにお考えになりますでしょうか。

○大西樹議長 福祉保険課長、池下尚治君。

○池下福祉保険課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

手話のほうは、手話に限られたということで、ちょっと2番目に質問いただいた質問のほうとちょっと重複させていただくかもしれませんが、障害者コミュニケーション条例とかというところもほかされております。丸亀市のほうもしとるんですけども、どこの条例もちょっと見させていただいたんですけども、1枚のもので、大体どこも同じようなことを書いておられます。

僕としては、その条例を制定しただけでは、これはなかなか解決できない。手話は言語として認めますよ。それから、そういうことの普及に対して予算つけますよというような一面で、そんなに実施計画的なものを実際のところは書いてないので、これを制定しただけで、これは広がっていくということがちょっと難しいと思いましたので、調べさせていただいたところ、県下でされるところもあるので、県を挙げてそういう言語であるということとか、普及さす、それから聴覚者協会のほうには事業として依頼しておりますので、そちらのほうの推進ということもあるんですけども、なかなかちょっと見させていただいたら、私も動画のサイトとかで手話のほうの講座みたいなのもあって、ちょっと見てみたんですけど、本当に外国語と同じように、習得にこれはなかなか時間がかかるなということがございます。

それで、まんのう町におけるコミュニケーションの課題としましては、障害者のほかに高齢化に伴い聴覚が大幅に低下している方の増加、それから増加している外国人の労働者とのコミュニケーションについても、重要な課題として私のほうは認識しております。町の窓口では、今は筆談、集音器、拡大鏡、ジェスチャーを使って、来庁者とのコミュニケーションに役立てておりますが、職員は苦慮しながらの対応となっております。

最近ではスマートフォンの普及が進んで、音声認識ができない人との筆談アプリとか、それから外国人の翻訳アプリや通訳のアプリというのかなり進化しております。私がちょっと調べた中では、アメリカでは手話が分からない人のために、スマートフォンをかざすだけで手話に変換されるようなアプリというのも実用化されているようでございます。残念ながら、ちょっと日本で調べたんですが、まだそちらのほうは日本ではちょっと普及してないようです。まんのう町としては筆談アプリとか外国語の翻訳アプリを搭載したタブレット、これは住民が来られたときに、職員は本当に苦慮してますので、そういうのを導入、それから、今あります既存の手話通訳派遣事業、それから要約筆記者の派遣事業の要綱というのもございます。そういうところのちょっと見直しですね、条例を制定したと

ころは、その見直しで使える範囲の拡大であったり、それから、報酬のほうを上げたりということをやっているようでございます。そういうところの見直し、それから、もちろん手話や外国語を使える職員の採用とかというのもまた協議していかないかと思ひますし、災害時に利用できるようなパネルとかイラスト等、障害者をはじめ、様々な方とのコミュニケーションについて調査研究させていただいて、いろいろ条例制定とかも含めて検討させていただきたいと思っております。まずは窓口で使えるようなタブレットの導入とかというのを今は検討しております。以上でございます。

○大西樹議長 6番、川西米希子君。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。大変に私が望んでいたような御答弁をいただきました。タブレットの導入、これも必要だと思いますし、災害時に障害者に対してどのような対応をするのかということもしっかりと考えていかなければならないことの一つだと思います。今後、条例の制定も含めまして、しっかりとお考えいただけることを強く要望させていただきます。

法律で定められていること、条例で定めることは、町としての役割を明確にすることだと思います。ぜひ手話言語条例、障害者コミュニケーション条例を制定していただき、障害があっても、なくても、コミュニケーションが取れ、健常者と同じタイミングで同じ情報が受け取れるように施策を進めていただきたいと強く要望するものです。

障害があっても住みよい社会は、誰もが住みよい社会であると思ひます。障害者が住みよいまちづくりをさらに一歩進めていただきますことを、ここで改めまして、大いなる期待と希望を持って要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○大西樹議長 以上で、6番、川西米希子君の発言は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、6月4日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願ひます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後3時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年6月3日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員